

古代日本語に記された天皇不豫記事と自然災害  
～日本書紀に見る記事の変遷と対処の文化～

小林 健彦

2016年7月

新潟産業大学経済学部紀要 第47号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.47 July 2016

# 古代日本語に記された天皇不豫記事と自然災害 ～日本書紀に見る記事の変遷と対処の文化～

小林 健彦

## The Emperor's Disease Articles and the Natural Disasters Recorded in Ancient Japanese Literature —A Change of the Article seen in *Nihonsyoki* and Culture of Handling

Takehiko KOBAYASHI

### 要旨

日本古代に於ける自然災害や疾病がどのような認識の下に置かれ、それらに対してどのような対処法が採用されていたのかに就いては、尚、類推の域を出ることは無い。「日本書紀」は、日本で初めて記録された正史として、神話を始めとした様々な事象が日本風の正格漢文で作文されたものである。そこには、政治的な出来事を始めとして、外交、戦争、自然災害、疾病、人々の営み、文化、文芸、天文現象、宗教等、様々な分野の事象が盛り込まれた。それらが事実であるか、否かは別として、古代当時の人々の実態を窺い得る手掛かりを与えてくれるものである。本稿では、「日本書紀」全30巻に記された歴代天皇の事績の内、自然災害や疾病に焦点を当てながら、安定したサンプルとして、天皇不豫～崩御に至る過程を中心として検証することに依り、それを以って、古代に於ける疾病や、自然災害に対する認識を垣間見ようとするものである。

**キーワード** 日本書紀、神話、伝承、自然災害、天皇不豫

### 目次：

要旨

キーワード

はじめに

1. 「日本書紀」巻1～巻15まで

2. 「日本書紀」巻16～巻30まで

おわりに

註

参考文献表

### はじめに

日本はその地形的性格より、自然災害に依る影響を短期的、直接的、周期的に受け易い地域である。そうした自然条件下に在る日本では、中国や韓半島で作成されていた在外文献等に記載されているものは除き、文献史資料に依る限り、或る事象の確認がなされるのは、基本的には漢字の使用

法が中国大陸、韓半島より伝来した以降に限定される。漢字そのものは、倭の五王の頃（5世紀）、中国大陸の東晋や宋より直接的に日本へ齎されたものの他、百済が5世紀に、次いで新羅が6世紀段階に於いて、中国式の官僚制度を導入したことに伴って漢字文化が拡大したが、ほぼ同時期には、韓半島を経由して日本人の間にもその使用が広まって行った可能性も高いものと考えられる。「日本書紀 卷十 應神天皇」(1) 応神天皇16年(285)春2月条に記述されている、「師之(フミヨミトシテ)日本へ招来されたとする、百済の王仁(わに)に依る、「千字文(せんじもん)」(漢字学習書、梁の周興嗣の撰、毎句4字×250句の重複無し1,000字)の倭国への公式伝来逸話は、そのことの裏付けとなる可能性もあろう。

筆者は既に、古代に於ける自然災害や、疾病の様相、そして、それらに対する様々な人々に依る認識、対応等に関しては著作を刊行している。(2)

本稿では、「日本書紀」を主たる素材としながら、取り分け、死にも繋がり得る疾病や疫病が、どのような認識の許に置かれていたのかを中心として追究するが、特に、天皇不豫に際しての事例を中心として、検討を加えることとする。何故、天皇不豫を素材としなければならないのか、と言う理由に就いてであるが、古代当時に於ける人民に依る疾病対処の実態を窺う事は、資料上の制約が大きく、推測の上の推測と言う形になってしまうと、実態とはかけ離れた研究になりかねない。そうであるならば、比較的、定期的に出現する筈の代替わりに関わる天皇不豫～崩御にかけての過程が、サンプルとしては抽出し易く、又、その記述内容の信憑性検証作業は別として、比較的詳細に記述されていることよりも、それらを元にしながら、人民の疾病対処に就いても、或る程度の推量が行なえるのではないかと考えられるのである。

本稿では、筆者が別稿にて発表する、①「災害記録としての『日本書紀』をどう読むか」〔『古代史研究の最前線 日本書紀』(洋泉社) 2016年7月、所収)、②「日本書紀に見る自然災害と疾病」〔安田政彦氏編『自然災害と疾病』生活と文化の歴史学8 (竹林舎) 2016年7月、所収)、とに掲載されている部分以外の事績に関して検討を加えるものである。

## 1. 「日本書紀」巻1～巻15まで

日本書紀三十巻の内、巻3 (神武天皇) より巻30 (持統天皇) に渡って、各巻末には歴代天皇の薨去事象、又、不豫 (罹患) より崩御に至る迄の経緯が、何らかの形で記されている。天皇の場合には、その死因が戦死や事故死、災害死、暗殺と言った可能性は、余人と比較した場合に於いては、確率が極めて低いものと考えられるが、巻21に記される崇峻天皇暗殺の事例等を除いては、その死因の殆んどは病死、自然死であったものと類推されるものの、古い段階 (全三十巻の内でも前の方の記事) に於けるその実態は、日本書紀編纂段階に於いて類推され、又、創作、脚色されていたものも多いと見られ、正確な死因の確定は困難であろう。

本稿では、日本書紀に於ける記述を元にしながら、

疾病死したと見られる多くの天皇の事例より、出来得る限り正直な形での、当時の疾病観や死生観、及び、対自然災害観を垣間見ようとするものである。

(1) 巻1～2 : 神代巻である為、神話が中心であり、天皇不豫に関する具体的な記述は無い。

(2) 巻3 (神武天皇) : 「七十有六年春三月甲午朔甲辰。天皇崩 (カミアガリシマシヌ) 于橿原宮。年一百廿七歳」とあり、病状や死因の記載は無い。

(3) 巻4 (綏靖天皇) : 「三十三年夏五月。天皇不豫 (ミヤマヒシ玉フ)。癸酉 (ノ日) 崩。時年八十四」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(4) 巻4 (安寧天皇) : 「三十八年冬十二月庚戌朔乙卯。天皇崩。時年五十七」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(5) 巻4 (懿徳天皇) : 「三十四年秋九月甲子朔辛未。天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(6) 巻4 [孝昭 (照) 天皇] : 「八十三年秋八月丁巳朔辛酉。天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(7) 巻4 (孝安天皇) : 「百二年春正月戊戌朔丙午 (子)。天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(8) 巻4 (孝靈天皇) : 「七十六年春二月丙午朔癸丑。天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(9) 巻4 (孝元天皇) : 「五十七年秋九月壬申朔癸酉。(大日本根子彦國牽) 天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(10) 巻4 (開化天皇) : 「六十年夏四月丙辰朔甲子。天皇崩」とあり、病状や死因に関する具体

的な記載は無い。

(11) 卷5 (崇神天皇) : 「天皇踐祚六十八年冬十二月戊申朔壬子崩 (カムサリ給)。時年百廿歳」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

当該期に於ける災害では、崇神天皇5年 (紀元前93) 条に、「國內多疾疫 (エヤミ、エノヤマヒ)。(人) 民 (オホムタカラ) 有死亡者 (マカレルモノ、カクレミマカルモノ)。且大半矣」とあり、疫病の発生に依り、倭国内に於いて、大半の人民が罹患し、死亡したとする。具体的な症状や、地域の記載が無いので、その詳細は不明ではあるものの、初めてとなる、伝染病流行に関わる記事として解されるであろう。この影響であるものと推測されるが、翌6年条に於いても、「百姓流離 (サスラヘヌ)。或有背叛 (ソムクモノ)。其勢難以德 (ウツクシヒ) 治之。是以晨 (アシタ) 興夕惕 (ユフヘマデニ)。請罪 (ノミマウス) 神祇 (アマツヤシロクツツヤシロ)。先是。天照大 (太) 神。(大) 倭 (和) 大國魂 (オホクニタマ) 二神。並祭 (イハヒマツル) 於天皇大殿 (ミアラカ) 之内。然畏 (オソレ) 其神勢 (ミイキホヒ) 共住 (スミタマフニ) 不安。故以天照大神。託豊 (ツケマツリテ) 鍬入姫命。祭 (イワイマツル) 於倭笠縫邑 (ヤマトノカサヌヒノサト)。仍立磯堅城 (カタキ) 神籬 (ヒホロギ)。神籬。此云比莽呂岐。亦以 (日本) 大國魂神。託 (ツケテ) 淳名城入姫命令祭 (之)。然淳名城入姫髮落體瘦而 (カミオチヤセカミテ) 不能祭 (イハフ) 」とあり、百姓の浮浪、逃亡、反乱が王権に依る徳治を以ってしても困難であったとする。

それは、前年に発生していた大規模な疾疫流行に伴う地域社会の崩壊、又、王権に依る統治当事者能力の欠如等の、複合的な要因に依るものと推測されるが、そこで、崇神天皇は神祇に依る審判の結果を受けて、大殿内に天照大 (太) 神と (大) 倭 (和) 大國魂 (オホクニタマ) の二柱を並祭するという措置をとった。神祇を、共に祭祀しようとしたのである。ところが、その神勢故、並祭することに不安を生じ、両者を分離することとなるのであるが、後に大和 (おおやまと) 神社 (奈良県天理市新泉町306) の祭神とされた大國魂神の方は、淳名城入姫命を斎主として市磯邑に於いて祀らせようとするのであるが、彼女は「髮落體瘦」の状態となって、祭祀を執行することが

出来なくなったとする。ここには、何らかの疾病、疫病への罹患も想定される事態が包括されるが、その他にも皮膚疾患、糖尿病、肝機能障害、病的な脱毛症等の可能性もあるのかもしれない。非常に具体的な症状の記録であるが故に、直接的な発病の可能性を示すものの他、王権に依る統治の失敗を示唆している可能性もあるかもしれない。

更に同7年2月丁丑朔辛卯条に於いても、「詔曰。昔我 (アガ) 皇祖 (スメヲヤ) 大啓 (ヒラキ玉ヒキ) 鴻基 (アマツヒツキ)。其後聖業逾 (イヨイヨ) 高。王 (キミ) 風 (ノリ) 轉 (ウタタ) 盛。不意 (オモハズナリ)。今當朕 (アガ) 世數 (シバシバ) 有災害 (ワザワヒ)。恐朝 (ミカド) 無善政 (マツリゴト)。(故) 取咎於神祇耶 (ヤ)。蓋 (ナンゾ) 命 (ウラヘ) 神龜 (テニ) 以極 (キハメザラム) 致災 (ワサハヒ) 之所由 (コトノヨシ) 也。於是。天皇乃幸 (イデマシテ) 于神淺茅原。而會 (ツドヘテ) 八十萬神以卜問之。是時。神明憑 (カミカカリテ) 倭迹迹日百襲 (ヤマトトトヒモモソ) 姬命曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平 (タヒラギナム) 矣。天皇問曰 (ノフ)。教如此者誰神也。答曰。我是倭國城 (サカヒ) 内所居神。名爲大物主神。時得神語 (ミコト) 隨教 (ヲシヘノマニマニ) 祭祀 (イハヒマツル)。然猶於事無驗 (シルシ)。天皇乃沐浴 (ユカハアミ) 齋戒 (モノイミシテ)。潔淨 (キヨメテ) 殿 (ミアラカ) 内。而祈 (ノミテ) 之曰。朕禮 (イヤフコト) 神尚未盡耶 (コトコトクナランヤ)。何不享 (ウケタマハヌ) 之甚也。冀 (コヒネガハクハ) 亦夢裏 (ウチニ) 教之。(以) 畢 (ヲヘヨ) 神恩 (ウツクシミ)。是夜 (ヨヒ) 夢、有一貴人 (ムチ)。對立 (ムカヒタテ) 殿戸 (ミアラカノホトリ)。自稱 (ナノリテ) 大物主神曰。天皇勿復爲愁 (ナウレヘマシソ) 國之不治。是吾意也。若以吾兒大田田根子。令祭 (マツリタマハバ) 吾者則立 (タチコロニ) 平矣。亦有海外 (ワダノホカ) 之國自當歸伏 (シタガヒナム)」とし、崇神天皇の朝廷に善政が無い為に、それが神祇の怒りに触れ、数々の災害発生に繋がっているとの認識を示すのである。

それへの対処法として、天皇は浅茅原に於いて、八十万神との卜問を行なう。そこでは、孝靈天皇の皇女である倭迹迹日百襲姫命に神憑りして登場したのが、大物主神であった。大物主神は、「國之不治」が自分の仕業であり、自らの子である大田

田根子を祭るならば、国の内外共に帰伏するであろうという神語を天皇へ与えたという。大物主神は、海や水との繋がりが濃厚であるとされ、稲作のことを司り、又、疫病をも退けるという性格を持っていることより、当該記事へ登場していた可能性が有る。

続けて同10年7月丙戌朔己酉条では、「詔群卿(マウチキミタチ)曰。導民(オヨムタカラ)之本。在於教化(ヲシヘオモフクル)也。今既禮(キヤマヒテ)神祇。災害(ワザハヒ)皆耗(ツキヌ)。然遠荒人等(トヨキクニノヒトドモ)。猶不受正朔(ノリ)。是未習王化(キミノオモムケ)耳(乎)。其選群卿。遣于四方(ヨモ)。令知朕意(憲)」として、神祇を祭祀した結果、今では既に災害も消滅したとしている。その結果として、王権の威令を四方に及ぼすだけの余裕が出来たとしているのである。

(12) 卷7 (景行天皇) : 「六十年冬十一月乙酉朔辛卯。天皇崩於(高)穴穗宮。時年(一)百六(一百四十三)歳」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(13) 卷7 (成務天皇) : 「六十年夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年(季)(一)百七歳」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(14) 卷10 (応神天皇) : 「四十一年春二月甲午朔戊申。天皇崩于明宮(豊明宮)。時[年(季)]一百一十(歳)」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(15) 卷12 (反正天皇) : 「五(二、六)年春正月甲申朔丙午。天皇崩[于正寝(オホトノ)]」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。ただ、これ以前の天皇に在っては、その薨去の場所に関して、不記載であったり、記載があったとしても、宮都名称のみであったものが、反正天皇の事例に在って初めて、正寝(正殿)で崩御したとし、具体的な建物名を明示しているのは、その死が病死であり、尚且つ、外見上の特性を周知する感染症や、疫病等ではなかったことを示そうとしていた可能性もある。反正天皇に就いては、淡路宮に於いて出生したとしているが、生まれなが

らにして「齒如一骨(ヒトツホネ)。容姿(カタチミスカタ)美麗(ウルハシ)」として、その容姿に関しての具体的な記述がある。これは、彼が正寝で崩御したという記事と対応関係にあるのかもしれない。その様な美麗な容姿を持った人間は、良い臨終を迎えることが出来る、とした死生観があったことも想定されるであろう。

(16) 卷13 (安康天皇) : 「三年秋八月甲申朔壬辰。天皇爲眉輪王(マコワノオホキミ)(見)殺(煞)」とあり、安康天皇は、山宮へ上って酒宴に臨んだが、そこで皇后[中蒂姫皇女(ナカシノヒメノヒメミコト)]の膝枕で寝込んでいた処、皇后の子であった眉輪王に依り刺殺されたとする。外傷死であったものと見られる。

(17) 卷15 (顕宗天皇) : 「三年夏四月丙辰朔(中略)庚辰。天皇崩于八鈞(ヤツリ)宮」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(18) 卷15 (仁賢天皇) : 「十一年秋八月庚戌朔丁巳。天皇崩于正寝(オホトノ)」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

## 2. 「日本書紀」巻16～巻30まで

(19) 卷16 (武烈天皇) : 「八年冬十二月壬辰朔己亥。天皇崩于列城(ナムキ)宮」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。ただ、武烈天皇8年春3(2)月条では、彼の死の直前の記事として、「日夜常與宮人沈湎于酒」という件もあり、過度の飲酒に起因した疾病に依り、突然の様に死去していた可能性もあろう。「日本書紀」武烈天皇紀では、彼が人民へ対して行なったとする無道の数々が記される。それが事実であったのか、否かは留保するものの、同紀4年条に出現する、百濟国の末多王に依る百姓への暴虐と、それに起因した武寧王への交代との対比、引き合いに於いて、同紀が創作されていた可能性もある。

又、次代、北陸(福井県の三国)より迎えることになる傍流の男大(太)迹王(継体天皇)への王権継承に関して、皇統の断絶を粉飾する意図が、日本書紀編纂者にあったとする見解もある。確か

に、同継体天皇即位前紀には「小泊瀬天皇（武烈天皇）崩。元無男女、可絶繼嗣」とあって、武烈天皇に直接血縁関係に在る継承者がいなかった事情を記す。しかし、直前の仁賢天皇に至る治世に於いては、永保安樂、愛民、布徳施恵、政令流行、國中無事、民安其業、等の語が日本書紀中に記される善政が敷かれた道筋に在っては、突然の如く暴等の語が日本書紀中に記される悪政が敷かれ、突然の如く暴君が出現したので、それに依り皇統が危険に曝された、とするにも、論理的な矛盾も見て取れるのである。

(20) 卷18（安閑天皇）：「二年冬十二月癸酉朔己丑。天皇崩于勾（マカリ）金橋宮。時年七十」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。

(21) 卷19（欽明天皇）：欽明天皇紀14年6月条には、百済国へ派遣している軍に従って渡韓していた「醫（クスシ）博士。易（ヤク）博士。曆博士」に対しては、輪番で往来する様に命じており、更に、「ト書（ウラノフミ）。曆本（コヨミノタメシ）。種種藥物（クスリ）」を倭国へ戻す遣使へ付送させる様にも指示をしている。つまり、倭国内には渡来人を主体として、医学に関する教授者の存在は見て取ることが出来るものの、当該期に必要とされていた薬剤に就いては、その多くの物の調達先が韓半島や、そこを経由した中国大陸であったことが窺えるのである。即ち、それらの物品は舶来品ということとなり、必然的には、民衆の治療に対して、積極的に用いられるものではなかったことが推定されるのである。

そのことは、次の事例よりも窺う事が出来る。弘仁5年（814）に成立した、『群書類従』巻第四百四十八所収に拘わる「新撰姓氏録抄」〔『群書類従 第二十五輯 雑部』（続群書類従完成会）1991年10月〕の「左京諸蕃下 起吉水連。盡清水首。三十七氏。漢」では、「和薬使主」として、「出自吳國主照淵孫智聰（聰）也。欽明天皇御世。隨使大伴佐弓比古。持内外典薬書明堂圖等百六十四卷。佛像一軀。伎楽調度一具等入朝。男善那使主。孝徳天皇御世。依獻牛乳賜姓和薬使主。奉度本方書一百三十卷。明堂圖一。薬白一。及伎楽一具。今在大寺也」とする記載をしている。つまり、孝徳天皇期に牛乳を献じた功績に依って和薬使主

の姓を下賜された男善那使主とは、欽明天皇期に倭国へ「内外典薬書明堂圖等百六十四卷。佛像一軀。伎楽調度一具等」を伝えた智聰（聰）の子孫であるとする。その智聰（聰）もかつて三国時代に呉の国主であった照淵（孫氏）の子孫であるとしている。智聰（聰）が倭国に持参したのは、164巻にも及ぶ、漢方薬の製法や処方に関する書籍類、人間の体の経脈、絡脈や経穴の部位を図示した明堂図、そして、仏像、伎楽に関わる道具一式であったが、それらのものは、当時の倭国に於いては、先端的な技術であり、洗練された思想、文化でもあったのである。それ迄、獣であり、家畜である牛の乳製品を摂取するという発想も食習慣も無かったものと推測される倭国に於いて、牛乳や、それを原料として製造された蘇が、医薬品として、これ以降、典薬寮の所管の許に在ったことが窺われる。同時に彼が齎した仏像や伎楽も、医薬品や医療技術同様、疾病に対する治療法の一部として認識されていた可能性が有る。病気を齎す鬼や邪気を仏像に縋ることに依り退散させ、無言の仮面劇である伎楽も、寺院に於ける法会に於いて、その多くが上演され、東大寺や法隆寺と言った寺院に伎楽の舞楽団が付属していたことよりも、倭国への伝来当初より、伎楽は仏教寺院との密接な関係を保っていたのである。智聰（聰）が倭国に持参した「内外典薬書明堂圖等百六十四卷。佛像一軀。伎楽調度一具等」とは、その全てが医療用途であったと言うことが出来るのかもしれない。

(22) 卷20（敏達天皇）：「日本書紀 卷廿 敏達天皇」敏達天皇14年（585）2月戊子朔辛亥条に記された、「蘇我大臣患疾。問於ト者（ウラヘ）。ト者對言。崇（崇）於父（カソ）時所祭（イハヘシ）佛神之心（ホトケノミココロ）也。大臣即遣子弟（ヤカラ）奏其占狀（ウラカタ）。詔曰。宜依ト者之言。祭祠父神。大臣奉詔禮拜石像。乞（是、非）延（ヲヘ）壽命。是時國行（オコリテ）疫疾（ネヤミ、エヤミ）。民死者衆（オホシ）」、とする記事は、蘇我稲目の子である、鳴大臣蘇我馬子が何らかの病気に罹患した時の様子を記したものであるが、同6月条に「馬子宿禰奏曰。臣之疾病（オモリ）。至今未愈（イエ）。不蒙三寶之力、難可救治」とはあるが、それ自体が疫病であったのか、

どうかははっきりとしないものの、罹患後も、ほぼ通常の行動をとっていることより見て、その可能性は低いのではないかと考えられる。時期的には、欽明朝に於ける仏教公伝（552年10月・壬申伝説に依る）の直後に該当し、当該記事の前後に於いても、仏教（導入）を巡る記事が多く記される。そうした状況下に於ける疫病流行の記事であることより、その扱いは政治的、宗教的な状況の反映を除去する等、幾多の留保も必要となるであろう。

今回、馬子が卜者に行かせた卜が、鹿卜、亀卜の何れなのかは判明しないが、その占状には凶象が記されていたのである。それは、馬子の父稲目の時代に祭った佛神の心に祟れり、というものであった。これは、同記欽明天皇13年10月条（巻19）にある、「有司乃以佛像流弃（ナカシスツ）難波堀江。復縱火於伽藍寺也。燒燼更又無餘」という行為を指すものと考えられる。これを受けて、馬子は敏達天皇に占状を奏上させ、その詔を受ける形で石像を礼拝していたのである。仏神に対する祭祀のことを、王権の下に位置付けていたということもできる。

実は、同記欽明天皇13年10月条、つまり、仏教公伝に際しても「於後國行（ヲコリテ）疫氣（エヤミ）。民致夭（アカラシマニ）殘死也。久而愈々多。不能治療（ヲサメイヤス）」という記事を載せ、蘇我稲目が天皇の許可の下に、自宅を寺へと改めた向原家へ、百済国の聖明王が献じた釈迦仏金銅像一軀を安置し、礼拝したこととの関連性を示唆する記述をしている。確かに、そこには物部大連尾輿、中臣連鎌子等の排仏派と、蘇我稲目宿禰等の崇仏派との確執も見て取れるが、佛神（ホトケ）と疫疾（ネヤミ、エヤミ）との関係性を、特に排仏派が主張した処の、「拜（イハヒタマヘ）蕃神（トナリクニノカミ）」と「國神（クニツカミ）之怒」行為との対立の構図の中に位置付けても良いのであろうか。

ただ、日本書紀の欽明天皇13年10月条、そして、敏達天皇14年2月戊子朔辛亥条に共通していることが一つある。それは、病気の発生が蕃神、仏神と関連付けられ、これに関連する記事の後に続けて、そうであるからこそ、病気が民衆に拡散して行ったとする論調であり、尚且つ、その病気とは疫病、即ち、伝染病であるとする点であ

る。このことより類推するに、仏教そのものというよりも、その象徴であり、偶像である仏像が疫病を日本に齎し、それを拡散させるという観念が、当時の社会にあったのではないであろうか。特に、「西蕃諸國（トナリクニクニ）」とある様に、ヤマト（の王権）にとっての「西」という方向性が、病気をも含む、ありとあらゆるものの流入する方角であると認識されていたとするならば、阿弥陀如来の浄土である、極楽の所在する方角、つまり、現実苦（この場合には疫病）と対置し得る死の世界（極楽無為涅槃界）と、西蕃諸國（の存在する方角）とが一致した段階に於いて、初めて排仏派の人々は、疫病と仏神とを結び付けて説明することが可能となったものと考えられるのである。実際上でも、日本で疫病が拡散する場合、九州より大発して東進すると言った事例が比較的多かったのは、このことを裏付けているのではないであろうか。

「日本書紀 卷廿 敏達天皇」敏達天皇14年3月条では、「丁巳朔。物部弓削守屋大連與中臣勝海（カツミ）大夫奏（マウシテ）曰。何故不肯用臣言。自考（カソノ、サキノ）天皇及於陛下（キミ）。疫疾（エヤミ）流行（アマネクオコテ）。國民可絶。豈非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰。灼（イヤチ）然（コナリ）。宜斷（ヤメヨ）佛法」→「丙戌。物部弓削守屋大連自詣於寺。踞坐（シリウタケヲリ）胡床（アクラ）。斫倒（キリタフシテ）其塔。縱（ツケテ）火燔（ヤク）之。并燒佛像（ミカタ）與佛殿（オホトノ）。既而取所燒餘佛像。令棄難波堀（掘）江」→「是日無雲風雨。大連被雨衣（アマヨソヒセリ）」→「屬（アタテ）此之時。天皇與大連卒（率）患於瘡（カサヤムタマフ）」→「詔橘豐日皇子曰。（中略）發（オコ、イデ）瘡死者充盈於國。其患瘡者言。身如被燒被打摧（クタカ）。啼泣而死。老少竊（ヒソカニ）相謂曰。是燒佛像之罪矣」と言う時系列の中で、敏達天皇の瘡瘡罹患の話題が記されるのである。つまり、疫病流行の原因は、蘇我馬子に依る仏教導入の影響であるとした、物部守屋や中臣勝海大夫等の主張に従って敏達天皇は仏法排除を命じ、守屋はそれを受けて仏塔、仏像、仏殿を焼却し、尚且つ、焼け残った仏像片を難波の堀江に投棄させるという徹底した仏教弾圧を加えたのであった。そうした処、守屋は風雨の難に遭い、それらの行為を命じた天皇や守屋等が

疱瘡に罹患したとするものである。その結果として、疱瘡は国中に蔓延し、人々は、疱瘡に依る、身が焼かれ、打たれ、砕かれる様な苦痛や症状より推測し、それが、仏像を焼いた天罰であると噂をしたというのである。

無論、ここには「國神（クニツカミ）之怒」と「拜（イハヒタマヘ）蕃神（トナリクニノカミ）」との対立を軸とした、蘇我、物部と言った、古代氏族中の最有力者同士の政治的確執が内在されており、純然とした疾病に対する認識の違いであると片付けることは出来ない。

(23) 卷2 1（崇峻天皇）：「五年冬十月癸酉朔灰丙子。有獻山猪。天皇指猪詔曰。何時如斷此猪之頸（頭、項）。斷朕（ミ、ア）所嫌（ネタシトオモフトコロ）之人。多設兵仗有異於常。壬午。蘇我馬子宿禰聞天皇所詔。恐嫌於己招聚（ヲキアツメテ）儻者（ヤカラヒト）謀弑（殺）天皇」とあって、蘇我馬子が崇峻天皇の機先を制して暗殺したということであり、天皇の死因は外傷死とすることになるであろう。それは、日本書紀の記述に従うならば、天皇と馬子との意思疎通が十分に図られていなかったことに依る、馬子の疑心暗鬼より生じた恐怖心が原因と言う事であろうが、「多設兵仗有異於常」が真実であったならば、必ずしも、疑心暗鬼とは言えないのかもしれない。

(24) 卷2 2（推古天皇）：「三十六年春二月戊寅朔甲辰。天皇臥病（ミヤマヒシタマフ）。三月丁未朔（中略）壬子。天皇痛（イタムタマフコト）甚之不可諱（アヤウシ）。（中略）癸丑。天皇崩之。時年七十五（三）。即殯（モカリス）於南庭（ヲホニハ）。夏四月壬午朔辛卯。雹零（アラレフル）。大如桃子。壬辰。雹零。大如桃子。自春至夏旱之（ヒテリス）。（中略）秋九月（中略）始起（赴）天皇喪（哀）禮（モノコト）。是時群臣各誅（シノヒコトマウス）於殯宮。先是天皇遺詔於群臣曰。比年（トシコロ）五穀不登（ミノラ）。百姓太飢。其爲朕興陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵」とあり、推古天皇の発病より、崩御、そして、簡略化された葬送儀礼についての記述がある。

推古天皇期は「日本書紀」上では、その前後の時期に比較して、自然災害発生の多発期に当たっていた。

これらの災異の発生は、同15年2月庚辰朔戊子条に「今當朕世。祭祀（イハヒコト）神祇。豈有怠乎」とあって、それ迄行なわれていた「跼（セククマリ）天躋（ヌキアシニフミ）地。敦（アツク）禮（キヤマヒ）神祇。周（アマネク）祠山川。幽（ハルカニ）通乾坤（アメツチ）」行為に依って保持されていた陰陽（フユナツ）調和が、推古天皇期に入って以降、乱れた結果として引き起こされていたと言う認識を持っていた可能性が示唆されるのである。

同19年5月5日条では、「藥獵（クスリカリ）於兔田野。取鷄鳴時（アカツキ）集于藤原池上（ホトリ）。以會明（アケボノ）乃往之。粟田細目臣爲前部領（サキノコトリ）。額田部比羅夫連爲後部領（コトリ）。是日。諸臣服（キモノ）色皆隨（ママナリ）冠色各著（サセリ）髻華（花）（ウズ）。則大德。小德並用金（カネ）。大仁。小仁用豹尾（ナカカミノオ）。大禮以下用鳥尾」、同22年5月5日条でも、「藥獵（クスリカリ）也」として、端午の節句に当たるこの日、藥獵、つまり、漢方薬の原材料を入手する為に野山へ出でて、薬草となる植物の採取や、動物の捕獲等の行為を、年中行事の一環として実施していたのであろう。日本に於ける年中行事形成の最大の特徴が、その起源を中国大陸の長江流域部に持ち、それが、華北、東北部、韓半島経由で伝播する内に消化、変容され、それが又、北部九州より畿内へと齎され、それらの内、取捨選択されたもののみが、一旦、日本宮廷の行事として、平安前期に至る段階に於いて整備され、その内の更に一部分が、民間行事として宮廷より流出し、成立した点にある。医薬、健康維持・増進、疾病を齎す邪気払いに関わる宮廷の年中行事としては、正月元旦の「御薬を供す」、正月7日に行なわれる「若菜」、5月5日の「端午の節会」、9月9日の「重陽の節会」等が知られる。

(25) 卷2 4（皇極天皇）：重祚して斉明天皇となる。後掲。

(26) 卷2 5（孝徳天皇）：「五年冬十月癸卯朔。皇太子聞天皇病疾（疾病）（ミヤマヒシタマフ）。乃奉 皇祖母尊。間人皇后并率（イサナヒテ）皇弟公卿等。赴（マウオモ）難波宮。壬子。天皇崩于正寢（オホトノ）」とあり、病状や死因に関し



た具体的な記載は無い。ただ、発病より、死に至る期間が極、短期間であったことが窺われる。孝徳天皇即位前紀（皇極天皇4年6月条、大化元年、645）の冒頭部分では、「尊佛法（ミノリ）輕（アナツリ玉フ）神道。斬（キリ玉フ）生國魂社樹之類是也。爲人柔仁（メグミマシマシテ、ヤハラカニ）好儒（ハカセ）（僧）」とあって、彼が仏法の保護に熱心であったとする。又、同乙卯条には、孝徳天皇、前皇極天皇や皇太子中大兄皇子等が、大槻の木の下に群臣を集めて盟（チカハシ）を求めた際に述べた言葉の中に、「若貳（ソムカバ）此盟。天（アマツヤシロ）灾地妖（ワサハヒシ）。鬼誅（コロシ）人伐（ウテ）」とあることより、帝道の弱体化に鑑み、帝道と君臣の序の復活とを基本的施政方針とすることを表明し、それが叶わない場合には、天神地祇の怒りに触れて、災いが降りかかり、「鬼」が出現し、人を殺すとしているのである。

「鬼誅人伐」とは、災害（自然的、人為的）の発生時には、鬼がそれを主導するという考え方を示すのである。鬼と災異との関連性を念頭に置きつつ、国家経営が説明されようとしたものであろう。当該期には、「聖主天皇」としての王権の在り方が殊更に強調される様になる。つまり、天地陰陽（の調和）に依り構成されていた原初世界に在って、天地は万物を創生したが、その中では「人是最靈（クシヒアリ）」であって、人が最も靈妙な存在であり、更にその中に在っても聖（ヒシリ）が人主となるべきであり、その聖とは天皇であるとした思想である（大化2年8月庚申朔癸酉条）。

孝徳天皇期には、災害発生の事例はあまり多くは見られないものの、大化元年12月乙未朔戊午条には、「越國言。海畔枯查（ウキキ）向東移去。沙（スナコ）上有跡。如耕田狀」と記され、通常、厳冬期に於いて、北陸、新潟県地域の海岸へ季節風に依って流されて来る様な、単なる流木ではないことが窺われる。その可能性としては、①日本海沿いの日本本土（九州北部～北陸地方）の何れかの地方で大雨が降り、河川の上流より大量の樹木等が海に流入して、それらが対馬暖流に依って当該地に漂着した、②海底に堆積していた古木等が、何らかの理由に依り、海上に浮き上がり、それが漂流して当該地に漂着した、と言ったことが想定される。②の場合には、古木の浮き上がりの要因としては、海底の状況にも大きな影響を与え

る様な、かなり規模の大きい地震が発生していたことも考えられる。何れにしても、当地の地方官より朝廷に報告しなければならなかった規模の流木であり、災異として、被害の有無は分からないものの、砂浜の表面に耕された田んぼの様な跡があったのであるから、当時の人々にとっては、極めて異様な光景が海岸に広がっていたに違いない。この現象が、吉兆であったのか、凶兆、即ち、災異に繋がり得るという認識だったのかに就いては判然としない。当該現象に関しては、「沙上有跡。如耕田狀」と言う表現法より推測し、その可能性としては低いかもしれないものの、小規模な津波に依る海岸部の地形変化、又、それに伴う流木等、海底堆積物の浮上や沿岸部への漂着をも視野に入れつつ、更に検討を行なう必要がある。ただ、ここでは、下記の理由に依り、「向東移去」と言う、方向性を指し示す表現法に着目するべきであろう。

又、同2年是歳条には、「越國之（言）鼠。晝夜夜相連向東移去」とあり、鼠の群れの東方向への移動が記される。当該、鼠の東行記事に関しては、同記大化3年是歳条に記される淳足柵造營の予兆記事である「造淳足柵（ヌタリノキ）置柵戸。老人等相謂（語）之曰。數年鼠向東行此造柵之兆乎（也）」と関連させ、同柵の建設を北方防備、蝦夷対策の一環として、遷都同様に重要視していた、ヤマト王権の姿勢を反映しているとする見解がある。(3) それは、同記同元年12月乙未朔癸卯条の「天皇遷都難波長柄豊碕（長柄豊碕宮）。老人等相謂（語）之曰。自春至夏鼠向難波。遷都之兆（シルシ）也」、白雉5年（654）正月戊申朔条の「夜。鼠向倭都（飛鳥河辺行宮）而遷」、同年12月己酉条の「老者語（謂）之曰。鼠向倭都（飛鳥河辺行宮）遷都之兆也」、そして、天智天皇5年（666）是冬条にある「京都之鼠向近江（國）〔近江大津京〕移。以百濟男女二千餘人居于東國（アツマ）」等の記事に依り、鼠の群行の方角に向けて遷都等の重要な政治的イベントが実施されるとしている点で、古代日本に於ける遷都の真の狙いを隠蔽する方便として、又、人々を納得させる手段として、こうした自然現象や、それに起因した災異を回避するという方便に乗った形での鼠の群行記事が掲載された可能性が高いものと推察される。鼠の群行記事が、遷都という国家の大事の時にしか見出されない処に注目し、淳足柵

造営の予兆記事にも、鼠の群行が記されたことがその様な指摘がなされる根拠であろう。

更に、白雉3年4月戊子朔丁未条では、「自於此日初(始)連雨水(氷)(ミソレフル)。至于九日。損壞宅屋(ヤカス)傷害田苗。人及牛馬溺死者衆」とあって、季節外れの寒気の南下に依って曇が降下し、それが9日間にも渡ったことより、生育期の稲の苗に被害を与え、大雨に依る浸水、洪水で人や牛馬等の家畜の溺死、それに家屋にも損害が発生したとしている。これ自体は実際に発生していた気象災害であった可能性もあるが、更に続けて同是月条では、戸籍の作成、50戸を以て里を構成し、そこには里長を置き、戸主には家長を当てる旨の、人民支配に関わる重要な国家レベルでの政治的イベントの実施が記載される。即ち、そうした深刻な気象災害を契機にした形での人民支配、人民の救済に当たり得る統治能力を持った王権の存在を、殊更に強調していた可能性はあろう。従って、当該災害の発生自体は事実であったかもしれないものの、その実態は、極、限定的な局地災害であったものが、誇張されて、宣伝材料、国家体系確立の為の口実として利用されていたことは想定されるかもしれないであろう。

尚、大化3年10月甲寅朔甲子条では、孝徳天皇が左右大臣、群卿、大夫等に従えて「有間温湯(ユユ)」へ行幸したことが記され、還幸は同年12月晦条に見えるので、有馬温泉での滞在時間は約2か月半に及んでいる。又、「日本書紀 卷廿六 齊明天皇」齊明天皇3年(657)9月条では、孝徳天皇の子である有間皇子が、「性黠(ヒトトナリサトリテ)。陽(ウホリ)狂云々。往牟婁(ムロ)温湯僞(マネテ)療(ヲサムル)病。來讚(ホメ)國體勢(ナリ)曰。纒(ヒタ)觀彼地(トコロ)。病自蠲消(ノゾコリヌ)云云」として、有間皇子の事例に在っては、実際の疾病ではないものの、牟婁温泉(和歌山県西牟婁郡白浜町)に治療効果のあることを認めているのである。齊明天皇は、有間皇子の言を受けて、同4年10月庚(丙)戌朔甲子条では、実際に「紀温湯」への行幸を行ない、翌5年正月己卯朔辛巳条に於いて、その還幸が記される迄の間、そこで湯治を実施していたのである。因みに、牟婁温泉は、天武天皇14年(685)4月丙子朔己卯条に於いて、紀伊国国司よりの報告として、「没而(ウモレテ)不出也」とし

ていることより、その前年11月に発生していた巨大地震に依って甚大な被害を受けていたことが推測される。

舒明天皇期以降、有馬温泉、牟婁温泉、道後温泉等への行幸、湯治は、物見遊山の目的ばかりではなく、或る種の病気治療に対する有効な手法として、為政者層に属した人々に依り、広く採用されるようになっていた可能性が有る。

(27)卷26(齊明天皇):「七年五月乙未朔癸卯。天皇遷居于朝倉橘廣庭宮。是時、斬除(キリハラヒテ)朝倉社木而作此宮之故。神忿壞(コボツ)殿(ヲホトノ)。亦見宮中鬼火。由是大舍(倉)人及諸近侍病死者衆(ヲホシ)。(中略)秋七月甲午朔丁巳。天皇崩于朝倉宮。八月甲子朔。皇太子(奉)徙(徒、從)(キイマツリテ)天皇喪(ミモ)。還(遷)至磐瀨宮。是夕。於朝倉山上有鬼。著(キイテ)大笠臨視喪儀(ヨソホヒ)。衆皆嗟恠(アヤシフ)」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。ただ、日本書紀の当該部分には、自然災害や疾病に関するいくつかのポイントが包括されている。先ず、①齊明天皇が韓半島(百済国)への関与を実行する為、現在の福岡県朝倉市付近に比定されている朝倉橘廣庭宮へ行宮建設を行ない、その際、朝倉神社[同市杷木志波に所在する麻弓良布(マテラフノ)神社[「延喜式 卷十 神祇十 神名下」の筑前国上座(カミツアサクラ)郡に登載される一座](4)に比定される]の社叢に生えていた神木を伐採して宮殿造営の用材とした処、神の怒りに触れて、宮殿が破壊されたとする。②その際、宮中に「鬼火」が出現し、それに起因した病死者が続出した。③齊明天皇自身も、同7年7月に朝倉橘廣庭宮に於いて崩御した。④翌8月に齊明天皇の喪儀が行なわれた際、皇太子の中大兄皇子も臨席したその模様を、夕べの時間に、朝倉山の山上より大笠を着けた鬼が覗き見ていた、とする時系列的な一連の経緯である。

ここでは、何らかの物理的な作用(災害)に依って宮殿の破壊があり、場所が北部九州であったこともあり、疫病の流行と推定される病死者の多発、火と大笠の出現と言ったポイントが見出される。「壞殿」行為と「鬼火」の発生とは、その時点に於いて生きている関係者への警告行為であり、「大舍(倉)人及諸近侍病死者衆」とは、懲罰としての関

係者の死、という展開となっていることより、鬼火発生の段階に於いて適切な対処をしていれば、その後待っている凶事は回避可能である、とした、鬼が発する示唆であるとも、解釈されるのである。桜井貴子氏(5)に依れば、「日本書紀」当該条は、朝倉宮の東南方向(約60キロメートル程度の距離)に位置していた、由布鶴見火山(由布岳・鶴見岳、大分県)の噴火に伴う出来事(火山災害)であり、そこより飛来した火山弾に依り、宮殿の殿舎は破壊され、硫黄の燃焼が宮殿よりも確認することができ、流下して来た火山ガスの為に、大舎人以下の近侍の者が多数窒息死し、齊明天皇もそれが原因で亡くなったとする。大笠とは、成層圏に迄立ち上る噴煙のことであり、それを天皇の葬列を見守る「鬼」に準えたものであると指摘をする。この事象の観察者が、大笠(噴煙)の広がりや、火山近傍ではなく、遠方より見ていたことを示していると推察することよりも、朝倉宮と由布岳や鶴見岳との位置関係が合致するとしているのである。(6)

これに関連したものか、否かは不明ではあるものの、「日本書紀 卷廿六 齊明天皇」齊明天皇元年(655)5月庚午朔条では、「空(オホソラ)中有乘龍(タツ)者。貌(カタチ)似唐(モロコシ)人。著(キテ)青油(絹)笠。而自葛城嶺(タケ)馳隱膽駒(イコマ)山。及至午時。從住吉松嶺(巔)之上。西向(向西)馳去」とする記事があり、何らかの浮遊物体は、飛鳥板蓋宮より見て、西方向へ流れ去ったとしていることより、これが若し火山由来の噴出物等であったとするならば、その給源火山は何処に所在したのであろうか。元々、近畿、四国地方には活火山は確認されておらず、中国地方所在の2火山(三瓶山、阿武火山群)も、有史以降の噴火履歴が見出されないとしていることより、当該期に活動履歴が疑われる火山は、九州地方か、中部地方、関東地方を中心とした地域に在ったことになる。九州地方所在火山では、上記の由布岳、鶴見岳、伽藍岳の他にも、阿蘇中央火口丘群の内の中岳、桜島、中部地方所在火山では、伊豆大島、富士山、焼岳、浅間山、榛名山等が考慮されるであろう。

(28)卷27(天智天皇)：「十年九月。天皇寢疾不豫(ミヤマヒシタマフ)。或本云。八月天皇疾病」、

続けて同10月甲子朔庚辰条には、「天皇疾病(ミヤマヒ)彌留(オモシ)。勅喚東宮(マウケノキミ)引(メシ)入臥内(オホト)。詔曰。朕(ワレ)疾(病)甚。以後事屬汝。云々」、そして、同12月癸亥朔壬乙丑条で「天皇崩于近江宮」とあり、病状や死因に関する具体的な記載は無い。発病より、崩御に至る時間は約3か月(4か月)であった。ただ、同10月段階では、既に、死期を悟った天皇に依り、弟である大海人皇子へ国務を委譲せざるを得ない、ほぼ寝たきりの状態(臥内)になっていたものと考えられるが、記述の通りであったのならば、意識ははっきりとしていたらしい。

天智天皇期には、対韓半島情勢の急変、百済国の滅亡や、それに伴う対馬、壱岐、筑紫国方面での「防(セキモリ)與烽(ススミ、トフヒ)」の設置、筑紫国での「築大堤貯水。名曰水城(ミツキ)」[天智天皇3年(664)是歳条、「漏尅(トキノキサミ)」、「鍾(鐘)鼓」の運用開始(同10年4月丁卯朔辛卯条)等の国内的重要事もあり、自然災害に関しては多くの記載は無い。ただ、同3年3～4月にかけての「地震」発生記事、同9年4月癸卯朔壬申に於ける「夜半之後(アケカタニ)。災(ヒツケリ)法隆寺。一屋無餘。大雨雷震(ヒサメアリイカツチナル)」、同10年4月是月条の「筑紫言。八足之鹿生而即死」等が特筆されるものであるが、取り分け、同10年4月是月条に記される筑紫国の地方官よりの報告は、韓半島方面よりの災異の襲来、倭国にとっての凶兆を示しているかもしれない点に於いて、極めて政治的な色彩の濃厚な災異情報であったとすることが出来るであろう。八足之鹿の出生自体は、奇形動物であると認識することが出来、それが事実であった可能性もあるが、「八」が日本にとっての聖数であることは、先にも確認をした通りであり、(7)鹿自体も、神の乗り物等であるとしていた倭国にとって、それが即死したというのは、事実であったならば、凶兆中の凶兆であるという認識であった、と言っても良い事態ではあった筈である。

(29)卷28～29(天武天皇)：天武天皇の発病より崩御に至る経過を時系列的に見てみると、朱鳥元年(686)4月庚午朔丁丑条に①「侍醫(オモトクスシ)桑原村主(スクリ)訶都(カト)授直廣肆。因以賜姓曰連」、②同戊子条に「新羅進

調從筑紫貢上。細馬一疋（ヨキウマヒトツ）。（中略）及藥物之類。并百餘種。亦智祥。健動等別獻物。金銀。（中略）藥物之類。各六十餘種」、③同5月庚子朔戊申条に、「侍醫百濟人億仁（ヨクニ）病之臨死（マカラムト）」、又、④同癸亥条には、「天皇（始）體不安（アツシレタマフ、ヤクサミタマフ）。因以於川原寺設藥師經。安居于宮中」、⑤同6月己巳朔庚午条に、「工匠（タクミ）。陰陽師。侍醫。大唐學生。及一二官（宮）人。并三十四人授爵位」、⑥同戊寅条に、「ト天皇病崇（崇）草薙劍。即日。送置于尾張國熱（敦）田社」、⑦同8月己巳朔丁丑条には、「爲天皇（體）不豫（ミヤマヒ）祈神祇」、⑧同辛巳条に「遣秦忌寸石勝（イハカツ）奉幣（ミテクラ）於土左大神」、⑨同9月戊戌朔辛丑条に「親王以下逮于諸臣。悉集川原寺。爲天皇病誓願云々」、そして遂に、⑩同丙午条に於いて「天皇病遂不差（イエタマハ）。崩于正宮（オホミヤ）」とあり崩御に至っているが、その病状や死因に関する記載は無い。

天武天皇の病気の記事自体は、同11年（682）3月甲午朔丁卯条に見える「爲天皇體不豫之三日誦經於大官大寺川原寺飛鳥寺因以稻納三寺各有差」とするものであり、その対策として、大官大寺、川原寺、飛鳥寺に於ける3日間に渡る誦經の実施があった。その際、当該三寺には、稻納が実施されるのであるが、それは神祇に対する奉幣とは違い、祈願の委託料としての意味合いが濃厚なものであったものと考えられる。この「爲天皇體不豫（ミヤマヒシタマフ）之。三日誦經（ヨマシム）於大官大寺。川原寺。飛鳥寺。因以稻納三寺。各有差」とする全く同文の記事が、同14年9月甲辰朔丁卯条にも再度出現するが、天皇の疾病再発に際して、前回同様に、全く同じ行為が繰り返されたのか、又は、日本書紀編纂者に依る転写ミスであったのかは不明である。

しかし、天皇の本格的な発病時期を示す記事は④であろうから、崩御に至る迄の時間は、約4か月であった。ただ、その前後に於いては、彼の疾病に関わるものと推測される出来事が散見する。先ず、①の記事であるが、天武天皇期に在っては、既に侍医の制度を持っていたことを窺がわせる事例ではある。侍医自体は、律令体制化で典藥寮に属し、天皇に対する治療や、医薬品の処方を担当した官医であった。その職自体は、宮内庁侍從職

に付するものとして、現在でも運用が為されている。当該侍医の記事は、日本書紀が編纂された西暦700年代初頭に於ける侍医制度を元にして成された推測であった可能性もあるが、天武天皇期に在っても、当該記事の前年に制定された諸臣四十八階の内、16位に当たる直廣肆の冠位と、連の賜姓とで処遇された桑原村主訶都自身は、渡来人ではなかったものと類推はされるものの、渡来人医師を主体とした天皇直属の医師团的な存在があった可能性は十分に考慮されるであろう。⑤に於いても、爵位を授与して侍医の処遇改善がなされていたのには、天武天皇の体調不良がその背景に在ったことが推測されるのである。

②医薬品の調達先として、既に、この時点に於いては存在していないが、倭国が支援をして来た旧百濟国方面、その関係者ルートからではなく、必ずしも関係の良くは無い新羅国より医薬品を求めざるを得なかったことは、倭国内で採取不可能な物は除き、国内で調達可能な原材料であっても、その加工技術の取得が必ずしも進んではいなかったことを示唆しているものと考えられる。これは何も医薬品に限った事象ではなく、金銀等の鉱物、馬や騾（ルイ、ラバのこと）・犬等の動物、鍍金器（コカネノウツハモノ）や屏風・鞍皮・虎豹皮（トラオカツカミノカハ）等の工芸品や、その原材料、霞錦や綾羅（ウスハタ）・絹布等の繊維製品・衣服等、その種類は100余種にも上っていたのである。これらの事よりは、当時の倭国に於いて、製品や原材料のサプライヤーとして、韓半島地域は非常に重要な位置に在ったと言うことが出来得るのである。③よりは、医療従事者への疫病伝染が疑われると共に、侍医の出身地として、旧百濟国地域よりの渡来人（亡命者）の雇用が推測される。

④天皇不豫に際して、仏教の慈悲思想に基づいた形での、寺や僧侶の活用が図られ始めた、と言うことが可能であろう。天皇の疾病治癒に対して、僧侶に依る祈祷行為が採用され、ここでは薬師如来に依る功德や本願を説く薬師經の読經、説論が実行されたのであろう。薬師如来に関わる經典の総称である薬師經であるが、薬師如来は、衆生の病苦を救済するものであり、東方淨瑠璃世界の中心として、医薬を司る仏であった。倭国が（アジア）世界の東の涯であったことより、東方淨瑠璃

世界の中心、教主でもある薬師如来は、古来、王権と結び付き、その医薬を総攬するとされたのであろう。取り分け、台密、天台宗密教が持て囃されるようになる平安期に入ると、天皇家との繋がりを持つに至るとする見解もある。④の記事よりは、天武天皇自身が直接、川原寺に行幸を行ない、僧侶に依る、法的治療行為を受け、還幸後に於いて、宮中で安静にしていたとしていることより、天智天皇期に創建されたと言う飛鳥の川原寺が、天皇に対する、仏教面よりの治療行為に参画するべき寺院として位置付けられるようになっていた可能性が示唆されるであろう。そのことは、⑧の記事よりも推測することが可能である。

⑥～⑧の記事に関しては、倭国在来の神祇を動員した形での対処法を指し示す記事である。既にこの時点に於いては、「御体御卜」の如き、天皇のみを対象とした卜占の存在を推測することが出来るのであり、その為には、それを執行する陰陽師の地位向上も又、急務であったことが当該記事を根拠として、知られるのである。つまりは、優先すべき天皇への疾病対処法として、仏教を使用した最先端の法科学の導入があったのであり、現実的には薬師如来の法力に頼る方法であった。然もそれは、倭国古来の神祇を動員した、従来よりの卜占、祈祷、奉幣の手法に優先したのである。仏教に基づいた法的治療手法に対して、当時の人々が、或る種の先端性を感じていたことが推測されるのである。倭国固有の神祇の力に限界性が有るのは、夫々の社に於いて、祭祀される神や教義がバラバラであり、仏教の如き普遍性を持つことが出来ず、經典に立脚した形での、体系的説論の実施が中々困難であったことにもその要因があったものと考えられる。

天武天皇期に於ける災異情報の登載に関して見てみると、先ず、天武天皇元年（672）6月辛酉（卯）朔丙戌条に、「京（ミサト）内震動（サワク）」の記事が見られるが、これは大地を揺らす物理的震動では無いものと推測される。「震動」の語に対して「サワク」の古訓を付与していることよりも、壬申の乱の直前に於ける騒然とした、天智天皇以来の近江宮の状態を、その様に表現したものであろう。ただ、実際に多くの軍勢等が移動することに伴う、地面の物理的な揺れを意図していたことも想定はされる。同丁亥条には、「此夜。

雷雨甚。則天皇祈之曰。天神地祇扶朕者。雷雨息矣。言訖即雷雨止之」として、大海人皇子（天武天皇）が「神祇之靈（ミカト）」を背景として成立していた「天皇之靈（ミタマシヒ、ミカケ）」を以って対処するならば、自然的事象である雷雨をも制御可能であるという対自然観、対災害観を持つに至っていたことになる。

同年11月辛丑朔是月条では、「大ニ地動（ナキフル）」（「ニ」は古訓）とあり、地盤に関わる変異の発生を記す。「地震」、「地動」、「震動」等の内容の違いに就いては、既に論述した通りではあるが、(8)そこには、中国大陸に於ける、当該語の運用上の差異が反映されていた可能性が有る。ここでは、「地動」の語に対しても、地震同様に「ナキフル」の古訓を与えていることより、少なく共、西暦800年代後半期に於いては、発音上、地動と地震との間では、差異が存在はしていなかったことになろう。同5年5月戊辰朔甲戌条では、下野国の国司よりの報告として、凶年〔トシ（エヌ）に遭った所部（クニノウチ）の百姓が、飢乏に依り子を売ろうとしたのであるが、朝廷はこれを認めなかったとしている。飢饉に伴う人身売買の初例とすることが出来得るが、対応策に関する記述は無い。

同6月是夏条では、「大旱（ヒテリス）。遣使四方（以）捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼。祈于三寶。然不雨。由是五穀不登（ミノ）。百姓飢之」とする記事が見られる。ここでは、甚だしい旱害の発生を受けて、王権では初期段階では神祇を利用した祈願を執行するが、効果は無く、仏教を利用した三宝への祈願に移る。都より見て四方夫々への遣使があるのは、重大事態に限られていたものと推測される。災害発生に対する対処の中心は神祇であり、それでも効果が現れない場合に限って仏教に依る手法が採用されていたと見ることが出来得る。同6年5月是月条では「早之。於京及畿内零（アマコヒス）之」として、旱に依り、都と畿内に於ける、何らかの雨乞い祈願の実施されたことが記録される。翌6月壬辰朔乙巳条には、「大（地）震動」と記す。同7年10月甲申朔条には、「有物如綿零（フレリ）於難波。長五六尺（ハカリ）。廣七（八）寸。則隨（ママニテ）風以飄（ヒヒル）于松林及葦原。時人曰。甘露（カムロ）也」とする、物体の降下記事がある。この物体は、ガラス

質の火山噴出物である火山毛（ペレーの毛、馬毛）である可能性もあるものの、当該物体は広い幅を持っていたことより、そうした火山毛が結合した布状の物体であった物かもしれない。尚、当該期に火山噴火が疑われるのは、同9年6月甲辰朔辛亥条に於いて、「灰（ハヒ）零」とある事象よりも推測することが出来る。

天武天皇7年12月是月条には、「筑紫國大地動之。地裂廣二丈。長三千餘丈。百姓舍屋（ヤカス）。毎村多仆壞（タヤ）。是時、百姓一家有（在）于岡（崗）上。當于地動夕。以岡崩處遷。然家既（已）全而無破壞。家人不知岡（崗）崩家避。但會明（アケホ）後。知以大驚焉」とあり、筑紫國を襲った大地動に関する記事がある。ここでは、地裂が広さ2丈、長さ3千余丈に及んだこと、つまり、当該地震を引き起こした活断層のズレが地上に出現し、それは、幅約6メートル、長さ約910メートルにも及んだとしているのである。それに伴い、多くの村々に於いて、百姓の舎屋が多数倒壊したこと、岡の上にあった百姓の家が岡ごと崩壊したこと等が、具体的に記述されている。これらの出来事は、筑紫國の国司に依る現認と報告に基づくものであろうから、或る程度の信憑性は認められるかもしれない。最初の地震（本震か）に対しては「大地動」、次の地震（余震か）に対しては、「地動」と記していることより、この2つの表現の違いは、地盤上に於ける実際の揺れの大きさの差異を指し示すものであって、それらは本震、余震の対応関係の中に在ったものと推測される。

そして、当該記事の直前に記される、同12月癸丑朔己卯条では、天を蔽った「臘（臙）子鳥（アトリ）」の群れが、西南方向より東北方面へ飛んで行った、という記載がある。これは、都（飛鳥浄御原宮）での目撃事例であろうから、震源に近い場所に滞在していたアトリが、東北方面へ飛び去ったとするのは恐らくは事実であって、信憑性のある内容であるかもしれない。これは、日本書紀編纂者が、当該地震災害と、その直前に地震発生を示唆する予兆としての自然現象とを、故意に配置したものではないであろう。ここでは、凶兆としての臘（臙）子鳥の出現、移動と、その飛来方向とを関連させて、凶事のやって来る方向性を示そうとしていた可能性がある。凶事が九州方面より、都の所在する東北方向へ、約510キロ

メートル余の距離を伝染してやって来る、と言う恐怖感をその様な記載法を以って表現しようとしていたのであろう。アトリとは、スズメ目アトリ科アトリ属の渡り鳥であり、冬季にはシベリア方面より、日本の北陸、東北地方にも飛来する、決して珍しくは無い鳥である。尚、当該期の地震記事は、同8年10月戊申朔戊午条、同9年9月癸酉朔乙未条、同10年3月庚午朔庚寅条、同11月丁丑朔庚寅条、等にも見られるが、恐らくは都で感知された地震であろう。

臘（臙）子鳥の出現記事は、同9年11月壬申朔辛丑条にも、「臙子鳥（アトリ）蔽（カクシテ）天。自東南飛以度西北」とあって、夥しい数の臘（臙）子鳥が東南方向より、西北方向へ渡って行く様子が記述されるが、これはその4日前（同丁酉条）に記された「天皇病之。因以度一百僧。俄而愈（イヒヌ）之」とする記事との関連性の中で考慮される。つまり、100人の僧侶を以って得度させた結果、天皇の病気が快復したとあることより、その病を齎した、ケガレた凶なるものが、都の所在した東南地点より、疾病のやって来た西北方向、韓半島、中国大陸方面へと退去させられた、と言う状況を示唆している可能性が有ろう。

翌8年2月是月条では、「降 大恩恤（タシテミメクミヲメクムテ）貧乏（マツシキモノ）。以給其飢寒（ウエココイタルモノ）」として、飢餓者に対する賑給（しんごう）、賑恤（しんじゅつ）の初例を確認することが出来る。この時点に於いて、神祇や仏教を使用した神仏への祈願手法の他、実際に被災している人々に対する物理的（物質的）救済策が実施されたことになる。この年は、同6月庚戌朔条で、「氷（アラレ）零（フレリ）。大如桃子（李）」、同壬申条に「雩」、同7月己卯朔甲申条にも「雩」と言った如く、寒気の南下や少雨と言った気象災害が散見する。「氷（アラレ）」の形容法として、ここでも「桃子」の如しとしていることより、それが追い払うべき凶兆として認識されていたことを窺うことが出来る。

同8年10月是月条に於いて、天武天皇は「凡諸僧尼者。常住寺内。以護三寶。然或及老（オイ）、或患病（ヤミ、ヤマヒ）。其永臥陝（狭）房（セハキムロ）。久苦老病者。進止（フルマヒ）不便（モヤモモチ）。淨地亦穢。是以自今以後。各就親族（ウヤ）及篤信（アマ）者。而立一二舎屋（ヤカス）

于間（ムナシ）處。老者養身。病者服（クラヘ）藥」とする詔を発している。この勅は僧尼に対するものであるが、常住寺内としていることより、この段階に於いては、既に僧医の存在を見て取ることも可能であろう。つまり、僧侶本来の職掌は護三寶ことであり、布教や医師的な業務は、王権として好ましくは無い、と言う認識を示したとも推量することが出来得るのである。それと共に、例え僧侶であったとしても、その老病が「穢」へと繋がるという見解を示している点にも注目をすべきであろう。神話時代のものは別として、この時代に疾病へ対するケガレ観が醸成されていたと見ることも出来よう。ただ、一般人民とは違い、僧侶が大切に扱われていたことは「病者服（クラヘ）藥」とする記述に端的な形で示されている。僧侶の場合に在っては、罹患時に於いて、薬の処方方が優先的に行なわれていた可能性が示唆されているのである。非常時に於ける医療従事者優先の考え方である。

同9年7月甲戌朔戊寅条に「雩」、同辛巳条で「祭廣瀨龍田神」、それを受けて、翌8月癸卯朔丁未条で3日間の降雨の後に大雨、その9日後の同丙辰条では、大風に依り樹木が折れ、破屋被害の発生を記す。王権に依る雩や祭廣瀨龍田神行為の正当性や効果を喧伝する意図が窺がえるのである。こうした夏季に於ける、「早」「雩」、「大風」、「祭廣瀨龍田神」と言ったサイクルは、同12年7月～9月条にも見られるが、この時には百濟国より僧道藏（タウザウ）を招来して雩を実施した結果、「得雨」となり、効果を認めた次の持統天皇期に於いても、彼は再度招来されることになる。

ところで、天武天皇9年（680）11月壬申朔癸未条では、「皇后體不豫（ミヤマシタマウ）。則（爲）皇后誓願（コヒチカヒテ）之。初興（タツ）（作）薬師寺。仍度一百僧。由是。得安平（タヒラキタマフコト）。是日。赦罪（ツミヒト）」として、皇后である鸕野讃良皇女（後の持統天皇）の不豫に際して、薬師寺を建立したとしている。薬師如来を本尊とした、国家的疾病対策として、可視的なセンターが設立されたことになる。これ迄、神祇や釈迦への祭祀、供養、それらへの祈禱を駆使しながら、疾病の発生時に於いて、個別的对処をして来た疾病対策に関し、賑給や賑恤といった、官人に依る物品の支給手続きを伴うもの

のを除き、王権の手よりそれが切り離された瞬間であった。それはこの後、平安期に入り、王権に依る疫病対処が祇園社や、そこで執行された御霊会に委譲されたのと同様、王権が疾病対処に対しての、信仰に関わる部分の責任より解放されたと思われされる画期であったのである。又、疾病対処の物理的な手法として、賑給や賑恤の他にも、実際に恩赦が運用される様になって行く。

同10年6月己亥朔乙卯条では「雩」、同壬戌条と同10月丙寅朔癸未条、同11月丙申朔丁酉条、同11年3月甲午朔庚子条、同7月壬辰朔戊申条、同8月壬戌朔癸酉条（大地動）、同戊寅条でも「亦地震」として地震発生を記す。何れも飛鳥浄御原宮に於いて感知されたものであったと考えられる。同11年7月壬辰朔戊午条には、信濃国、吉備国よりの報告として、霜降、大風、五穀不登の害が申告されている。寒気の南下等の要因に依り、季節外れの霜降を齎し、大気的不安定な状態が局地的な大風や竜巻等の風害を発生させていたものと類推されるが、被災地が距離的に離れている信濃、吉備国のみであったことより、この大風は台風の通過では無かった可能性が高いであろう。

この天武天皇11年（682）8月壬戌朔条では、「甲子。①饗高麗客於筑紫。是夕昏（イヌ）時。大星（ユフゾク）自東度西。丙寅。②造法令（ノリノフミ）殿内（ミヤラカノウチ）有大虹（オホキナルヌシ）。壬申。③有物形如灌（観）頂幡（ハタ）而火色。浮空流北。每國皆見。或曰。入越海。是日。④白氣（シルシ）（起）於東山。其大四圍。癸酉。⑤大地動。戊寅。亦地震。是日平旦（トラノトキ）。⑥有虹當于天中央（ソラノモナカ）以向日。甲戌。⑦筑紫大宰言。有三足雀（鳥）」とし、特筆すべき自然現象（災異）の数々が記される。先ず、①甲子条に出現する大星の観測記事である。現認された時間は午後8時前後であろうか。時期的には、未だ空にも明るさが残っていた可能性もあるが、その大星は東の方角より西方向へ向けて飛来したとしている。ここでは、この大星が倭国内に落下したとはしていないことより、災異としての扱いは無い。

ただ、この飛来物体自体は流星（隕石、隕鉄、火球等）と言った宇宙空間よりの降下物体なのであろうが、その飛来方向と、当日、筑紫国で行なわれていた、高麗（旧高句麗）より渡来していた

関係者の饗応とが関連付けられていた可能性も考えられる。倭国と高句麗との接触初見は、「日本書紀 卷十九 欽明天皇」欽明天皇31年(570)4月甲申朔乙酉条に見られる記事に於いてであり、高句麗が668年に唐、新羅の攻略に依って滅亡する直前迄、両者の交渉は継続したものと見られる。この時点に於いて、高句麗は既に滅亡していたが、この後、698年には、かつての高句麗遺民等を中心として、その建国に多大な役割を果たし、高句麗に所属していた粟末靺鞨人の大祚榮(高王)が、現在の中国吉林省敦化県地方で自立し、震(振)国王と称したことに始まる渤海国とも、倭国は越国(こしのくに)経由での関わりを持って行くことになる。この高麗客に対する饗宴自体は、この後の対韓半島政策を考慮する場合、倭国にとって、非常に政治、外交的重要度の高い事項であったものと推測される。当該文脈に即するならば、当該大星の観測記事も、筑紫国に於いて、その当事者達に依って確認された天体現象であった可能性が高い。つまり、東→西、と言うその大星の飛行ルートとは、将来的な課題としての、倭国の韓半島情勢への積極的な形での関与、取り分け、同半島北部地域に於ける、旧高麗国の復活を支援する意向の表現法であった可能性が類推されるのである。それは、倭国にとり、百済国滅亡後に於いて、唐や新羅国を牽制する上で有利であると、判断されていたからであるものと考えられる。

②は、「法式(ノリ)」、「法令(ノリノフミ)」の起草、「應用」に関連付けられた自然現象である。律令の制定は、天武天皇10年2月庚子朔甲子条に於いて、皇后(鷓野讚良皇女、次の持統天皇)も臨席の下、大極殿に親王、諸王、及び、諸臣を招集し、詔が発表されてスタートした国家的事業であった。そこには、「定律令(ノリノフミ)。改法式」とあることより、誰の目にも明確な形で、客観的で公正な文章化された法令の制定を目指した、膨大な作業が官人等に課されたのである。ここでは、公事の滞りを回避する為に、「分人應行」とした、分業態勢が採用されたが、同日、草壁皇子が皇太子に立てられたことには、彼が律令編纂の責任者とされたことを窺がわせるものである。同11年8月壬戌朔条では、親王より諸臣に至る迄、「法式應用」すべきことを指示していることより、実際の法文完成は、「日本書紀 卷三十 持統天皇」

持統天皇3年(689)6月壬午朔庚戌条に記された「班賜諸司令(ノリノフミ)一部(トモ)廿(二十)二卷」であるものの、この時点に於いて、「令」(飛鳥浄御原令)は、或る程度の完成を見たらしく、部分的な運用が開始されたのであろう。そうした、慶祝すべき状況を、実際に法令編纂事業を行なっていた建物内部に於ける「大虹」の出現記事として表現したものと推測される。実際に、雨後に殿舎付近で虹が現認されていた可能性もあるものの、やはり、ここでは、吉兆としての虹出現を、日本書紀編纂者が意図していたことが推定されるのである。虹は、神話中に於いて、イザナギノミコトとイザナミノミコトとが地上界へ降下する際に使用したともされるものの、凶兆とされることも多いが、ここでは吉兆としての使用法であるものと考えられる。

ただ、③以降の記事との関連性の中で考慮するならば、必ずしも、そうとばかりは言い切ることが出来ない。③の現象に於いて出現する(灌頂)幡とは、寺院に於いて、その堂舎の内外を飾る荘厳具であり、古代の幡の多くは染織品であったとされる。7世紀の作とされる東京国立博物館所蔵の金銅灌頂幡は、「法隆寺献納宝物」の一つであり、透彫に依り、如来や天人、雲、唐草文等を表した金銅板(銅板に金鍍金を施したもの)を組み合わせて構成される。これは、最上部を蓋う天蓋と、その中央に吊り下げた大幡よりなる。灌頂は密教に於いて、その法脈を師より弟子へと継承する儀であり、受戒時や、仏弟子として一定の地位に昇任した際に実施される儀式であって、頭に香水を注ぎ、それを証した。灌頂幡には、その端に頭が触れると灌頂と同等な功德があるとされている。その様な形状で、濃淡は不明なもの、火色(紅色)をした、細長く、薄っぺらな物体が、空中を北の方角へと浮遊しながら流れ去ったのである。然も、その物体は、殆んどどの国に於いて目撃されたとして、越国の海、つまりは、北陸地方の日本海へ落下したというのである。灌頂幡の如き物体の正体は不明ではあるが、それが灌頂幡の持つ性格に依り、再生、復活の象徴として描写されていた可能性が有る。

その現認された地域の広域性よりも、現実的には、流星群、火球、隕石、隕鉄等の可能性が有る当該物体の宇宙空間よりの降下現象、若しくは、



赤気（せっき、低緯度オーロラ）の出現（9）であるが、それが、⑤の現象を示唆する、凶兆としての位置付けで以って、④と共に、ここに記されていた可能性がある。北という方角は、④に於いて出現する東と言う方角との関連性の中で考慮しなければならないのであろう。④の現象は、飛鳥浄御原宮より見た場合の東山であろうから、それは王権に依り「地震神」が祀られた、三重県所在の「名居神社（ないじんじゃ）」や大村神社の在る方角と一致する。「白氣（シルシ）」、即ち白色をしたガス状の気体が何であるのかははっきりとしないが、「白」と言う色の持つ特性に対する認識が関わっていた可能性が有る。それ自体は、「靈異」を感じさせる色であり、靈妙な存在でもあった。従って、ここで記される白氣も、本来であるならば、吉兆である筈なのであるが、前後の文脈よりは、その様に判断することが出来ないのである。そのガス状物質が周辺に広がって行ったとすることよりは、それが都への悪影響を齎す前兆現象としての扱いであったものと考えらえる。「其大四圍」とした表現法は、この約2年後に、倭国を襲った大規模災害の予兆としての性格を有していたものと推測されるのである。

そして、⑤「大地動」の発生を見るのである。「亦地震」とあることよりも、多少の余震活動を伴っていたことも類推されるが、当該地震は奈良盆地で感知されていた地震であった。被害の発生状況は不明であるが、この地震に関しては、『理科年表 平成26年 第87冊』（10）所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」にも記載は無い。同日に出現した⑥の虹に就いても、これが更なる災異に向けての警告として描かれていた可能性がある。⑦の大宰府よりの申告である「三足雀（鳥）」出現も、大宰府の存在していた、都にとっての西の方向性というポイントより、「この約2年後に、倭国を襲った大規模災害の予兆」を示唆していた可能性を指摘しておく。然も、同12年正月己丑朔庚寅条、並びに、同乙未条では、筑紫大宰丹比真人嶋等がこの三足雀を朝賀に際してそれを宮廷内に持ちこみ、大極殿（エビノコ郭）前に於いて行なわれた正月節会の宴席でそれを群臣に示す、という行為をしていた。つまり、態々災異を都へ持ってきた、と言うことも言い得るのである。

⑤の地震は、天武天皇13年10月己卯朔壬辰

条に記録された大規模地震の前震であった可能性もあろうが、それに向けて、⑦の変異出現以降の時期に於いて、幾つかの予兆現象が記載されている。先ず、同じ天武天皇11年9月辛卯朔庚子条には、「日中（ムマノトキ）。數百（アマタモモ）鶴（オホトリ）（鶴）當大宮以高翔於空。四尅（トキノヲハリニシテ）而皆散」とあり、夥しい「鶴」が出現し、それらは宮廷の上空を高く旋回していたとする。鶴とは、「山海經」（11）に出現する五方の神鳥の内、中央の鳳凰を取り巻く四凶鳥の一つであり、鳳凰を取り囲む存在として、西の方角を司り、それは又、陰陽五行色の一つである「白色」の象徴でもであった。鶴はそれらが空を蔽う如く、大宮の上空に現れたとする表現法は、重大な国家的災異の予兆現象として解されるのである。然も、それは西の方角よりの襲来を意図していたという点に於いて、天武天皇13年10月己卯朔壬辰条に記録された大規模地震を示唆する凶兆として描かれたものであろう。災異の西方襲来観を表現した典型的パターンであると言うことが出来るのである。それを、上空を自由に移動することが可能な鳥類を以って表現した凶兆事例は、先述した臘（藹）子鳥の出現記事（天武天皇9年11月壬申朔辛丑条に記された「藹子鳥（アトリ）蔽（カクシテ）天。自東南飛以度西北」）にも見られ、夥しい数の臘（藹）子鳥が東南方向より、西北方向へ渡って行く様子が記述されたが、天武天皇の病を齎した、ケガレた凶なるものが、都の所在した東南地点より、疾病のやって来た西北方向、韓半島、中国大陸方面へと退去させられた、と言う状況を示唆している可能性が有ると推論したのである。

そして、天武天皇13年には、政治的には大きな出来事が続いた。それとの対比、或いは、陰陽の調和に於いて、同10月の大震災が設定されていた可能性も指摘される。先ず、同13年2月癸丑朔庚辰条では、「遣淨廣肆廣瀨王。小錦中大伴連安麻（摩）呂及判官。録事（フムヒト）。陰陽師。工匠等於畿内（ウチツクニ）。令視占（ミシメ）應都（ミヤコツクル）之地。是日。遣三野王。小錦下采女臣筑羅等於信濃。令看地形（アリカタ）。將都是地歟」、同3月癸未朔辛卯条に「天皇。巡行於京師而定宮室之地（ミヤトコロ、ミヤコトコロ）」とあり、遷都に向けた点定作業が記される。候補

地は、畿内と信濃国であったが、日本書紀編纂者は、「將都是地歟」として、当時の人々に依る信濃国の優位性を推定していたが、天武天皇自身は飛鳥浄御原宮の近所での遷都を意図していた可能性が強かったものと考えられる。天皇が「定宮室之地」した後に於いても、三野王等が信濃國之圖(カタ)を天皇へ進める(同閏4月壬午朔壬辰条)と言った出来事がある等、そこには、新都の位置を巡る確執や対立の存在も推測されるのかもしれない。天武天皇に依って発案された新都建設計画ではあったが、実際に完成を見たのは、藤原京(新益京)遷都として、次の持統天皇の治世に入ってからのものであった。中国に於ける都城制の都市設計思想を導入した、本格的な都であったとされる。都市内部は、条坊制に伴う地割りに依って、東西南北方向に整然と区画され、初めて、天皇、皇族や官人、宮殿だけではなく、都市居住者の存在を想定した都市設計であったとされる点に於いて、それは当時として画期的な出来事であったものと見られるのである。それは、古代宮都北上の始まりでもあった。

同年に於ける2つ目の大きなイベントとしては、同10月己卯朔条に記された「更改諸氏(々)之族姓。作八色(クサ)之姓。以混(マロカス)天下萬姓」がある。これは、皇族、官人、豪族を含む大規模な身分制度改革であり、それ故に、日本書紀には全く記載は無いものの、反対勢力の存在も無視することは出来なかった可能性が有る。旧来より存在していた、臣、連、伴造、国造と言った、古来よりの氏族、豪族の地位が、総体的には八色の姓に於ける上位4姓(真人は同10月、朝臣は同11月、宿禰は同12月、忌寸に関しては、翌14年6月に賜姓され、姓の授与順位に就いても、明らかな序列秩序が貫徹されていた)に比して、実質的には引き下げられた点に於いて、それに不満を持つ反対勢力の存在に就いては、容易に想定される処でもあろう。これらの事業が、都の建設と、波乱を含んだ身分制度改革と言う、古代国家の根幹を左右した大規模変革であったことは確かであり、それ故に、そうして大規模事業との陰陽上の調和が必要であると、日本書紀編纂者に依り見られていた可能性に関して、それを追究せざるを得ないのである。換言するならば、同年10月の大地震発生は事実であった可能性が高い

ものと考えるが、もう一方の2大国内改革の実施に就いては、実際にはこの年の出来事では無かった可能性も検討せざるを得ないのかもしれない。即ち、大震災との、日本書紀上に於ける調和を図ったのである。

ただ、地震発生の直前に於ける、直接的な凶兆としては、同7月庚戌朔壬申条に記された「彗星出于西北。長丈餘(ヒトツエアマリ)」であろう。彗星出現は、日本のみならず、世界史的に見ても凶兆とされることが多いが、この場合、その出現が都より見て西北に認められたことは、同10月条に記された、その被災地の所在地からも、一致を見るのである。

そして、天武天皇13年10月己卯朔壬辰条には、「逮于人定(キノトキ、22:00頃か)大地震。舉國(クニコソテ)(男女)口リ(1文字)唱(サケム)不知東西(マトヒヌ、マヨヒテ)。則山崩河涌。諸國郡官舎(ヤカス)及百姓倉(舎)屋。寺塔(テラ)。神社(ヤシロ)。破壊之類不可勝數(テカ)。由是人民及六畜(ムクサノケモノ)多(サハニ)死傷(ソコナヘル、ソコナハル)之。時伊豫湯泉没(ウモレテ)而不出。土左國田苑(ハタケ)五十餘萬頃(シロ、代)。没(ウテ)爲海。古(土)老(オイヒト)曰。若是地動(古來)未曾有(カカルナキイマタムカシヨリアラズ)也。是夕(日)。有鳴聲。如鼓聞于東方。有人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈(文)。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋(音)響也」とあって、日本書紀としては例外的に、非常に具体的な地震に依る被災状況が記録されているのである。

文中には、「伊豫」、「土左國」、「伊豆嶋」と言う、3か所の被災地に関する具体的な地名が記される。ただ、そうした広域的な被害が発生していたという事実は、かなりの時間的経過を経た後での認知事項であり、「舉國(男女)口リ(1文字)唱不知東西」と言う状況は、都の所在した大和地方に於ける様子を描写したものであったのかもしれない。同年是年条では、「詔。伊賀。伊勢。美濃。尾張四國。自今以後。調年免役(エタチ)。役年免調」として、この4か国に対して調や役の貢納免除が詔に依り発表されていたが、何故か、土佐国や伊豆国等へは救済措置が取られてはいない。特に、土佐国は、同11月戊申朔庚戌条に於いて、「土左國司言。大潮高騰。海水飄蕩(ウナツタタヨウ)。由

是。運調船多放失（ヲチリヌ、ハナレウセヌ）焉」とし、国司よりの報告にも、沿岸部被害の甚大さが示されていたにも関わらず、少なく共、日本書紀上では、何ら救済策が打ち立てられてはいないのである。

又、ここでは災害に纏わる音声に関する表現が見られる。それは、実際には伊豆国や伊豆諸島方面に於ける地盤、海底の隆起現象に伴う音声であったものと推測される、「有鳴聲。如鼓聞于東方」とした表現である。「東方」と言う方向認識は、当該災害の発生に関して、実際に都で感知されていた音声であった可能性もあるが、地震発生直前に出現していた「彗星出于西北」とした記事との対比関係に於いて考慮をしなければならないのかもしれない。やはり、先に出現していた「藹子鳥蔽天。自東南飛以度西北」とする凶兆に於いても、西北—東南方向での、凶なるものの移動が記録されていたことより、倭国の上空をほぼ東西方向に流れる、凶なる気の流れが認識されていた可能性も想定されるであろう。

自然現象発生に関わる音声表現法としては、古代に於いては、兵庫に収蔵されていた鼓の自鳴する記事が、六国史中に多数検出される他、「如雷鳴」という表現法も多用されていた。更に、外国史の記述に於いても、「高麗史 節要 卷二」(12) 定宗文明大王元年（946）条に記される、「是歳天鼓鳴赦」と言った表現手法よりは、比較的低音領域に属する音声に関しては、楽器である鼓音にそれを準え、高音領域に属した音声に就いては、雷鳴を以ってその表現法とすることが、当時の人々に於ける一般的な感性であったことが窺われるのである。然も、ここでは、それが「神造是鳴（音）響」としていることよりは、土地の出現に対しては、8世紀初頭の時期に在っても、それが日本書紀冒頭部分に記述されている如く、神による所業であるという認識を、実際に発生していた自然的現象を元にしながらも、かなりの信憑性を以って信じていたことが類推されるであろう。

前掲『理科年表 平成26年 第87冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」に依れば、当該地震は、震央不明、マグニチュード $\approx 8.25$ の規模を持った、海底を震央としたものであり、今村・飯田氏に依る津波規模 (Iida,K.,1958,J.Earth Sci.,Nagoya Univ.,6,101-112) は、「3」（津波の

高さ10～20メートル、400キロメートル以上の海岸線に顕著な被害）であり、南海トラフ沿いの巨大地震であったと推定している。当該地震に依る被災地として考慮される地域は、関東地方南部沿岸部より、東海地方沿岸部、近畿地方太平洋沿岸部、四国東南部沿岸、九州東海岸等、東北地方を除く、広範囲な太平洋沿岸部地域に渡っていた筈であるが、何故、伊賀、伊勢、美濃、尾張4か国のみに救済策が立てられたのであろうか。

その一つの理由には、実際にはそうした広域的な諸国に対しても、救済策が実施されていたが、日本書紀編纂者に依り主要な4か国（畿内を中心とした諸国）に割愛、編集されてしまった可能性がある。又は、当該4か国の被害が比較的小さく、救済策を実施するだけの実体的な効果が期待出来た、つまり、この4か国以外の被災地では、被害が甚大過ぎて、事実上、最早、王権が救済するか、貢納させることは現実的ではないと判断され、地震発生当初より、救済策が実施されず、王権としても、殆んど、自然的な回復を待つという、受け身の姿勢に徹していた可能性が考慮されるであろう。實際上、本格的な救済策を被災地全てに実施していた場合、国家財政が破綻した可能性も考慮されるであろう。文中では、「古（土）老曰」としていて、日本書紀では良く用いられる「一書曰」という表現法を用いていないのは、本当に日本書紀編纂者等が土佐国に赴き、又は、同国国司等に依頼するなどして、現地在住でこの地震のことを知る生存者に対し、聞き取り調査を実施していた可能性もあるが、信用の置ける老人に依る言を借りる、ということを示そうとしていた可能性もあろう。そのことは、記事に根拠や威厳を付与する上で有益であると判断されていた可能性は高い。

当該地震に於ける事例では、地震発生の直後に於ける、直接的な凶事が示されていたことが特筆されるであろう。それ程に、当該地震の規模は凄まじいものであり、それへの対処は王権の手に余るものがあつた証左ではあろう。その凶事とは、同1月戊申朔戊辰条、並びに、同庚午条に記録された天文の違乱であった。そこには、「戊辰。昏（イヌ）時。七星俱流東北則隕之。庚午。日没（トリ）時。星隕東方。大如瓮。逮于戊（戊）時。天文悉亂。以星隕如雨。是月。有星孛（ヒコロヘリ）于中央（ナカ）。與昴星（スバルホシ）雙而行之。

及月盡（ツコモリ）失焉」とあって、常ではない、天体の運行状況が記録されている。ここでも、七星が東北方向へ落下し、又、別の星が東方に落下し、その後には「天文悉亂」状態が約1週間～10日間継続したとしている。この東北や東と言った方向観とは、「有鳴聲。如鼓聞于東方。有人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈（文）。更爲一嶋。則如鼓音者。神造是嶋（音）響也」とした記述との対比の中で考慮する必要がある。即ち、「日本書紀 卷一 神代上 大八洲生成」に於いて記される、神々に依る国土創世作業は、無音の世界の中で粛々に行なわれ、「戈鋒（サキ）垂落之潮結而爲嶋、名曰礮馭慮（慮）嶋（ヲノコロシマ）」とある様に、島の出現に関しても、音声に関する表現法は無いのである。ただ、陽神（ヲガミ）と陰神（メカミ）との「唱曰（トナヘテノ玉ハク）」、つまり、この二神（フタハシラノカミ）に依る会話部分が記されることより、これが「神造是嶋（音）響」に該当する概念であった可能性はあろう。それが、実際に耳で聞く事の出来た、伊豆方面に於ける自然現象に対しての音声認識であったのであろう。

天武天皇14年（685）3月是月条には、「灰零於信濃（農）國。草木皆枯焉」とあり、何らかの降灰現象に依り、草木が枯死したとする記事がある。その灰の給源であるが、先ず考慮されるのが、火山噴火に依るものであろう。当年に噴火活動の可能性が有る火山は、焼岳（長野県松本市の西方）と浅間山（同軽井沢町の北方）である。『理科年表 平成26年 第87冊』所収の「日本の活火山に関する噴火記録」では、同年に於ける両山の噴火を登載する。又、国土交通省気象庁の「焼岳 有史以降の火山活動」に依れば、685年の噴火は、中規模の水蒸気噴火であり、火砕物降下があったとする。噴火場所は山頂付近であり、火山爆発指数（VEI）は2（テフラ体積は $10^6 \sim 10^7 \text{m}^3$ ）であった。同「浅間山 有史以降の火山活動」では、同年の浅間山噴火では、火砕物降下があったとしている。次の可能性として考えられるのは、程度の甚だしい黄砂の沈降である。時期的にもその可能性が考慮される。しかし、通常、中国北部・東北部、及び、モンゴル地域より日本へ齎される黄砂は、一部の例外を除き、植物を枯死させ得る程の多量の沈降（「泥雨」等）があるこ

とは珍しい。然も、この事例では被災地が信濃国のみであり、その西方に所在する北陸地方等での沈降事象が記録されていないのは不思議である。従って、この信濃国に於ける降灰は、焼岳と浅間山双方、又は、どちらか一方の火山噴火に伴う降灰であったとする方が、整合性が有るのかもしれない。

同14年12月壬申朔辛巳条には「自西方發之地震」とする記載が見られる。この文は如何様に解釈を行なえば良いのであろうか。直訳するならば、都の西方より地震に依る揺れが伝わって来た、ということになるであろうが、当時として、地震波のやって来た方向が分かったとするには、幾多の留保が必要であろう。所謂、縦揺れ、横揺れの差異を示そうとしていた可能性もあるが、やはり、災異のやって来る方向を、感覚的に「西方」、つまりは、中国大陸や韓半島の所在する方向として、当時一般化されていた「災異のやって来る方向」という一般的認識を示していた可能性が有ろう。前四史の「後漢書」に依れば、後漢の張衡〔平子、建初3年（78）～永和4年（139）〕は、陽嘉元年（132）には「候風地動儀」、即ち、感震器を世界で最初に製作したとされるが、(13) これは、同記同年条に、「尋其方面、乃知震之所在」とあること依り、地震発生（震央の検知）のみならず、地震波のやって来る方向をも知ることが出来得る機器であった、ということになる。可能性としては低いものの、当該機器やその構造に関する知識の倭国への伝来が全く無かった、とする根拠も無いのである。

朱鳥元年（686）正月壬寅朔甲寅条では、「召諸才人（カトアルヒト）博士。陰陽師。醫師者。并廿餘人。賜食及祿」として、職能人としての博士、陰陽師、医師合計20人に対して食と祿を支給したとする。支給対象に当該三者が選ばれたのには、彼らが王権運営にとり、必要不可欠な人材であり、手放すことの出来なかつた存在であったからに他ならない。つまり、彼らの中には渡来人の存在も想定され、母国への帰還の可能性もあったことより、その様な措置が個別的に講じられていたことも推測されるのである。博士、陰陽師、そして、医師を含め、合計20人という専門的職員の人数は、当時に於ける倭国の実力の反映であったものと見ることも出来るが、取り分け、医師は

官医であることより、その人数の少なさは、取りも直さず、686年段階に於ける倭国の医療技術水準の直接的な反映であったものと考えられる。民衆に対する実際の治療行為には、僧医が当たっていたことが、この官医の人数の少なさよりも、或る程度の推測は可能であろう。

同乙卯条では、「酉時。難波大藏省（オホクラノツカサ）失火（ミツナカレテ）。宮室（オホミヤ）悉焚。或曰。阿斗連（アトノムラシ）薬家失火之。引（ホヒコリテ）及宮室。唯兵庫職（ツハモノノツカサ）不焚焉」とあって、難波京に置かれた大藏省か、又は、薬家より出火し、宮室に延焼して全焼したという事件が発生した。難波京は、天武天皇紀12年12月甲寅朔庚午条に「詔曰。凡都城（ミヤコ）宮室（オホミヤ）非一處。必造兩參（フタトコロ）。故先欲都難波。是以百寮者各往（マカリテ）之請（タウハレ）家地」として、韓半島や中国大陸を見据えた形での西国経営上の要衝として、天武天皇に依る強い意志の許、都に準じた形で経営されていたものと見られる。失火自体は災害とは言い難いのかも知れないが、ここでは難波京に、「阿斗連（アトノムラシ）薬家」が維持されていたことに注目するべきであろう。阿斗連は、「新撰姓氏録抄」(14)の「左京神別上 起藤原朝臣。盡猪名部造。三十八氏。天神」では、「阿刀（アト）宿禰」として、「石上同祖」であるとし、「山城國神別 起阿刀宿禰。盡狛人野。四十五氏。天神」では、「阿刀（アト）宿禰」として、「石上朝臣同祖。饒速日命孫味饒田（日）命之後也」、「阿刀連」として「同上」としている。「攝津國神別 起津嶋朝臣。盡神人（直）。四十五氏。天神」では、「阿刀連」として「神饒速日命之後也」、「和泉國神別 起宮處朝臣。盡長公。六十氏。天神」でも「阿刀連」として、「同上（采女臣同祖。武烈天皇御世被遣韓國。復命之日賜姓韓國連）」と記載する。山城、摂津、和泉国、及び、河内、大和国にも地縁を有していた古代氏族であるとされ、官人を輩出している。

この「薬家」が如何なる施設であったのかは類推の域を出るものではないものの、瀬戸内海経由で中国大陸、韓半島や西国方面より齎された漢方薬類の一次保管施設であった可能性がある。難波京にそれが設置されていたことの必然性よりも、そのことは窺がわれるのではなかろうか。その薬家を阿斗連が官人として管掌していたらしい。こ

の度の失火は、この薬家が火元であった可能性に就いても示唆されるのであった。

朱鳥元年正月壬寅朔庚申条にも「地震」とあるが、これが天武天皇13年10月己卯朔壬辰条や、同14年12月壬申朔辛巳条に記録された地震の余震である可能性もあろう。又、朱鳥元年3月辛丑朔庚戌条では、「雪之」とあって、都での降雪が記されるが、それは吉兆として記録の対象にされていたものと考えられる。

以上の如く、天武天皇期には、自然災害の発生が非常に多く記される様になる。それは、日本書紀編纂段階と時間が近接しており、日本紀編纂担当者の中にも、発生当時の事を知る人物がいたことも想定されるが、それと共に、それらの事象を記録した文献資料の存在も考えられる。

(30)卷30（持統天皇）：持統天皇は崩御前に退位したが、彼女が皇太子軽皇子（文武天皇）に譲位をした同11年（697）に於いて、5月以降の関連記事を見てみると、「十一年五月丙申朔癸卯。①遣大夫謁者詣諸社請雨。六月丙寅朔丁卯。②赦罪人。辛未。③詔讀經於京畿（ミヤコウチツクニ）諸寺。辛巳、④遣五位以上掃灑（ハラヒキヨメ）京寺。甲申。⑤班（アカチマタシ）幣於神祇。辛卯。⑥公卿百寮。始造爲天皇病所願（コヒチカヘル）佛像。癸卯。⑦大夫謁者詣諸社請雨。（中略）丙午。⑧遣使者祀廣瀨與龍田。癸亥。⑨公卿百寮設開（アラハシマツル）佛眼（ミマナコ）會（ヲカミ）於薬師寺。八月乙丑朔。天皇定策（ミハカリノ）禁中（オホウチ）禪天皇位（クニサリタマフ）於皇太子」とあり、譲位直前に於いて、持統天皇の病状が思わしくは無かった状況を推測することが出来る。その発病時期に就いての記載は無い。彼女は、譲位後約5年4か月後に薨去していることより、この年に於いては、特に重篤な病状ではなかったものの、彼女の疾病の為に幾つかの対策がとられていた。先ず②であるが、この恩赦が持統天皇の疾病快癒が目的であったのか、否かに就いてははっきりとしないものの、前後の文脈よりは、その可能性の方が高いものと推測される。③京、畿内所在の諸寺に対する読経の指示は、詔に依っていることより、その目的は天皇自らの病氣平癒であった可能性が高いであろう。④の事象は、実際に五位以上の官人が都所在の寺院内を掃

き清める事であったのか、否かははっきりとはしないものの、⑥との関連性の中で考慮されるべき出来事であった可能性が有ろう。即ち、王権・王家としてではなく、国家機構としても、仏教に依る慈悲思想に立脚した統治を模索していた可能性が指摘される。⑤は、国家仏教に拮抗させる意味合いをも持った、倭国在来の神祇を動員した班幣制度の萌芽であろうが、干支が合致しないものの、これが月次祭に該当した可能性はある。それは神祇官に祝部等、神祇職を集め、幣帛を班給した制度として、農業をポイントとした倭国に於ける神祇の国家祭祀機構への取り込みと、管理制度であったものと考えられる。これは、①、⑦、⑧との関連性の中で考慮されるべき事象であろう。

取り分け、①、⑦の行為が、持統天皇期に特有の事例であったことには注目をするべきであろう。当該班幣の主目的は、天皇の病気平癒を祈願させるものであった可能性が有ろう。⑥では、公卿百寮が天皇の病気平癒を祈願する意図に於いて、初めて仏像の制作を行なったとしている。この時に制作された仏像が、奈良市所在の薬師寺に安置される、薬師三尊像であるという見解もあるが、④同様に、国家機構を動員した形での仏教活用である。実際には公卿に指示して「佛像」を制作させたのであろうが、⑤との対比に於いて、⑤では可視化してはならない偶像としての神体が、仏教の場合には、仏像と言う形式で可能となった点に注目をするべきであろう。共通性、普遍性を持った偶像や教義の存在は、国家に依る干渉や国家管理を容易にしたということが出来得る。その点に於いて、可視化された仏像を、朝廷に於ける意思決定権者であった公卿に制作をさせた意義は大きいと言わざるを得ないであろう。⑨は、薬師寺に於ける本尊の開眼供養会の実施を記すが、それは、持統天皇の病状悪化を受けての措置であった可能性が有る。然も、「日本書紀」の記述に従うならば、開眼供養会の実施主体は公卿百寮であって、寺や僧侶ではない。ここにも、国家仏教への傾斜と、天皇の病状悪化といった状況とが看取されるであろう。

①～⑨よりは、①、⑤、⑦、⑧の様に、農業や、人民の生活に悪影響を及ぼす風水害等の、自然災害に対処する為の倭国在来の神祇の活用と、ここでは具体的には、天皇自身の疾病対処目的に於け

る、仏教に対しての国家に依る関与強化の間での、対宗教政策面での一貫性の無さが際立つ。

持統天皇期に於ける災害発生の状況であるが、同元年（687）11月丁酉朔癸丑条で地震発生を記すが、これも飛鳥浄御原宮で感知されたものであろう。同2年7月丁巳朔丁卯条に於いては、「大雩。早也。丙子、命（令）百濟沙門道藏請雨（アマヒキ）。不崇朝（アシタコロニモアラズ）遍雨天下」として、雨乞いの儀を持ったものの降雨が無く、止む無く百濟国より再び沙門道藏を招来し、請雨の儀を行なったところ、全土で降雨が認められたとする。(15) 同4年4月丁未朔戊辰条でも「始祈雨（アマヒコ）於所々。早也」として、少雨に伴う祈雨の儀を執行したとしているが、全国的な規模で行われたのが初めてであるとしていることより、度々発生する旱害に対して、請雨や祈雨の儀を執り行う態勢や人員の確保が整った、ということであろうか。同5年6月〔庚（甲）子朔〕条には、「京師及郡國卅（四十）。雨水（ミソレフレリ）。戊子（午、申）。詔曰。此夏（コノコロ）陰雨（アメ）過（タガヘリ）節（トキ）。懼必傷（ヤフラン）稼（ナリハヒ）。夕惕（マキニイ）迄朝憂懼。思念厥愆（アヤマリ）。其令公卿百寮人等。禁斷酒完。攝（ヲサメ）心悔過。京及畿内諸寺梵衆（ノリノシトモ）。亦當五日誦（ヨメ）經。庶有補（シルシ）焉。自四月雨。至于是月。己未、大赦天下。但盜賊（ヌスヒト）不在赦例。秋七月庚午朔壬申（辛未）。（中略）甲申。遣使者祭廣瀨大忌神與龍田風神」とあって、今回は多雨の害の発生を受けて、王権では、幾つかの対策を実行している。王権に依る認識としては、陰雨過節→傷稼、であり、そのことは国家歳入の減少に繋がると考えていたらしい。従って、官人に対しては、禁酒を徹底し、京、畿内所在の寺院所属の梵衆を動員して、5日間に渡る読経を指示していた。「庶有補焉」とあるが如く、王権としては、ここ迄の措置に於いて、状況が改善されることを期待していたものと推測されるが、それも叶わず、最終的には恩赦の内、大赦の実行に踏み切ったのである。盜賊の罪が赦免対象より外されたのは、他人の所有物を盗む行為が、最大のケガレた行為であると、認識されており、恩赦、即ち、許しとしての浄めの対象ともなり得ないと考えられた結果であろう。ただ、災害対応と言う点に於いて、当時、王権の

切り得る最後の手段が恩赦、大赦の実施であったことが窺えるのである。

同5年12月戊戌朔己亥条では、「賜醫（クスシ）博士務大參德自珍（トクジチム）。呪禁（ジユコム）博士木素丁武（モクソチヤウム）。沙宅萬首（サタクマムシユ）銀人（コトニ）廿（二十）兩」とあって、渡来人と推測される医博士と呪禁博士の計3名に対して、夫々に銀20兩を支給している記事がある。その内、医博士であった徳自珍に対しては、諸臣四十八階の第29位に当たる冠位も授与している事依り、医学従事者に対しては官人組織の中に取り込み、日本での永住を促そうとしていた意図も汲み取ることが出来るであろう。

同6年閏5月乙未朔丁酉条には、「大水。遣使循（メクリ）行郡國稟貸（カヒオヒ、カシアタフ）災害（ワサハヒアリテ）不能自存（ワタラフコト）者。令得漁採（スナトリシキコル）山林池澤。詔令京師及四畿内。講説（トカシム）金光明經」とあり、大水出来に際して、使者を被災地へ派遣し、当該「災害」に依る被災者の内、自活不能な者に対して稟貸を行なわせている。王権自らが、被災地に於ける現状を直接的に把握しようとした初見であるとも言える。

これは、非常時に於ける被災者救済策の原型であるとも言えるのであるが、何故、被災国郡よりの報告に依らなかったのかははっきりとしない。その理由としては、当該大水被害が広域化していたことも想定されるかもしれない。それと共に、内陸での漁労や採取、林業振興策の実施に依る復旧、復興や、それに依る自活を勧めている点が特筆されるであろう。これは、現在にも通じる災害復興策である。更に、鎮護国家の基本経典である「金光明經」を使用した講説が初めて実施されたことも特筆されるであろう。金光明經を誦する国は四天王に依る守護を受けるとされ、それが、京師及四畿内へ命じられたのは、そこが主たる大水の被災地であったからであろう。これは、その直前〔同5月乙丑（丙寅）辛巳条〕に記される「遣大夫（マチキミ）謁者（モノマウスヒト）祠名（ナアル）山岳（ヤマ）瀆（カハ）請雨」行為の結果として齎された降雨であると認識され、記述されていた可能性はあるものの、それは効果が有り過ぎて、行き過ぎた降雨となって降り懸かってしまったということなのであろう。又、同6月甲子

朔壬申条では、「勅郡國長吏（コノカミツカサ）。各禱名山岳瀆」として、地方行政単位としても、国と郡の管内に所在した、効力のありそうな山岳瀆地祇に対する祭祀に就いて、持続天皇自身に依る強い意志として、全国一律な形で指示をしているのである。

更に、同6月甲子朔甲戌条でも「遣大夫謁者（モノマウスヒト）。詣四畿内請雨」とあり、祈雨行為の実施を見て取ることが出来る。実際に神仏への取り次ぎや、祈願を行なう謁者と、その為の事務手続きを行なう大夫とを大和国、山背国、摂津国、河内国の四か国に派遣して、降雨を祈願したのである。これ以降、持続天皇期には、こうした大夫と謁者とを現地へ派遣して地祇を祀り、神社に於いて祈雨を行なう手法が、同7年4月庚申朔丙子条、同7月戊子朔辛丑条、同癸卯条、同9年6月丁丑朔己卯条、同11年5月丙申朔癸卯条、同6月丙寅朔癸卯（巳）条等に見られる様に、度々採用されたのであるが、持続期にのみ、こうした事例が散見するのは、「日本書紀」同6年5月乙丑（丙寅）辛巳条に記される請雨行為の実施と、その直後に当たる同閏5月乙未朔丁酉条に見られた大水の出来とが、その大きな理由であったことは認められないであろう。両者に関連性のあることが認められた結果である。(16)

同9年6月丁丑朔壬辰条では、「賞賜諸臣年八十以上。及痼疾（オモキヤマヒスル人二）各有差」として、官人の内、80歳以上の者と、持病のある者に対して、品物の賞与が有ったとする。官人に対する一種の福利厚生策であったのかもしれない。現在に於ける、88歳の米寿を節目とした高齢者叙勲の原型であるとも言えるであろう。

## おわりに

以上、本稿では、日本古代に於ける疾病、自然災害発生や災害観に関して、古代の日本語に於いて、それがどの様に表現され、又、対処の対象とされていたのかに就いて検討を試みたが、取り分け、天皇不豫～崩御に至る経緯を中心として、検証作業を試みた。

抑々、日本に於ける疾病や災害対処の起源に関しては、「日本書紀」に見る限り、「日本書紀 卷一

神代上(寶劍出現)」に於いて、「一神(ヒトハシラノカミ)。夫(カノ)大己貴(ヲホアナムチ)命與少彦名(スクナヒコナ)命。戮(勳)(アハセ)力一心。經營(ツクル)天下(アメノシタ)。復爲顯見(ウツクシキ)蒼生(アヲヒトクサ)及畜産(ケモノ)。則定其療(ヲサムル)病之方(サマ)。又爲攘(ハラハン)鳥獸昆(ハウ)虫之灾(異)(ワザワイ)。則定其禁厭(マジナイヤムル)之法(ノリ)。是以百姓(ヲホムタカラ)(至)今咸(コトゴトクニ)蒙恩賴(ミタマノフユ)」と記されるものが初見であろう。そこでは、大己貴命と少彦名命とが協力をしながら天下の経営に当たるといふ神話上のストーリーではあるが、人民と畜産の為に、疾病対策を実施したというのである。更には、健康的な生活を送ることと、農業に対して害を為す鳥獸や昆虫の害悪を払う手法を開発し、それを以て、百姓の生活が安定していたとするのである。例え神話上であっても、人民の安定した生活の保障が為政者にとっては急務であり、彼らに降り懸かる灾(異)を取り除くことこそが重要であるとした、720年、日本書紀編纂当時における認識、政治姿勢の反映ではあろう。

日本書紀中では、前代天皇の薨去記事が、次代天皇紀冒頭部分に再登場することも多い。又、天皇に依り、享年が記載されているものと、そうではないものとの差異は何処に在るのであろうか。享年が記されていない天皇に在っては、その没年の年+ $\alpha$ がその享年と言う事にはなるが、享年が記載されていない理由に就いては、はっきりとしていない。ただ、巻10迄に記される100歳を遥かに超える享年を持つ5事例(2)、(7)、(11)、(12)、(14)が、それが仮に実在の天皇であったとしても、それを当時の医療水準より勘案した場合、記事としては非常に信憑性が低く、日本書紀に於ける、当該記事前後に於ける時間的整合性が、編纂者に依り図られた結果に他ならないと推測させるには、十分な根拠として付与されているのでは無いであろうか。

又、天皇薨去の月に関しては、「日本書紀」全30巻に見られる崩御月では、天皇に対する暗殺や、事故死、災害死と見られる事例、及び、讓位の場合を除外した、通常の病死(疫病を含む)と判断される事例に在っては、1月(5件)、2月(5件)、3月(3件)、4月(5件)、5月(1件)、6月

(1件)、7月(1件)、8月(5件)、9月(3件)、10月(2件)、11月(1件)、12月(5件)の如く、季節的なばらつきが見られる。これは、日本書紀編纂者に依る作為、日本書紀編纂上に於ける、見栄えを意識した形での、季節調整の結果であるとは考えられず、或る程度、崩御月の実態を反映したものであったものと推測される。又、通常の病死の場合に在って、崩御直前には、「九年春二月癸卯朔丁未。天皇忽有痛身(ナヤミタマフ?)」[巻8(仲哀天皇)]、「三十六年春二月戊寅朔甲辰。天皇臥病(ミヤマヒシタマフ)。三月丁未朔(中略)壬子。天皇痛(イタムタマフコト)甚之不可諱(アヤウシ)」[巻22(推古天皇)]とあって、2月や3月と言った寒冷期には、臨終の間際、体の痛みを伴っていたことも窺われる。このことは、12月~4月の寒冷期、及び、8月~9月と言った暑熱期に於ける崩御が、比較的に多くなっている結果よりは、無論、当時、寿命を迎えつつある人体にとっては、そうした極端な気温や湿度が大きく影響していたことも想定される。

寒冷期に於ける死亡が何に依って引き起こされていたのかは判然とはしないものの、一般的には、高年者等に於けるそうした条件下での死因として考慮されるのは、現在に於いては、年齢階級80歳~84歳で、①悪性新生物、②心疾患、③脳血管疾患、④肺炎、⑤不慮の事故、の順位となっており、その他にも、老衰がある。(17)無論、衛生状態や医療水準、栄養状態、居住環境、自然環境等の全く異なる現在との一概的な対比には無理があるものの、何らかのヒントとはなり得る可能性もある。

又、「日本書紀」巻4に、第2代綏靖天皇~第9代開化天皇に至る8人の天皇が、一つの巻に収められているのは、初代の神武天皇の場合を除き、日本書紀編纂担当者もその事績が良く分からなかった、編纂時代に在っても、文字資料としての記録は元より、口碑や伝承の確認も儘ならなかったであろうが、そのことは、720年当時としても、第10代以前の天皇の実在可能性が、社会常識的、書誌学的、伝承的にも否定されていたことになるのかもしれない。上記の如く、神武天皇、孝安天皇、景行天皇、崇神天皇、応神天皇等の如く、当時として100歳を超える享年もさることながら、実在し得なかった天皇に対して、流石にその生没



年や病状、死因等を記載すること自体が、編纂者に依り憚られたものと推測をする。それに対して、巻5以降の記述が俄かに詳細となり、文の分量も増え、基本的に一つの巻を一代の天皇の治世で構成していることより、巻4と巻5との間には、明らかな隔絶が存在しており、巻5以降が実在、実際のヤマト王権、天皇家の歴史と言うことになるのかもしれない。

確かに、天皇の罹患や崩御は、その尊厳を維持する目的に依り、或る種の美化、脚色、曲筆等が入っている可能性を全く排除することは出来ない。しかし、そうかと言って、720年当時としても、それを意識し過ぎた結果、余りにも真実（伝承、口碑、記録等に依り裏付けられた情報）よりかけ離れてしまった記述にした場合、想定された読み手側としては、余りにも滑稽であり、国家に依り編纂された正史としても、その尊厳や信頼性を著しく欠き、講演、学習するに堪えないストーリーであると受け止められる可能性を孕んでいたものと推測される。そうであればこそ、天皇の罹患、崩御に関しては、その記述をその儘には受け入れられないにしても、一定程度の根拠に基づいていた客観的な事象が包括されている可能性はあるものと推定されるのである。更に、敏達天皇期以降に在っては、仏教導入を巡る世界観が、天皇不豫に対しても大きな影響を与えていたことを窺う事が出来たのである。

## 註

- (1)国史大系本『日本書紀 前篇』吉川弘文館、1992年4月、に依る。
- (2)小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』[DLMarket Inc (データ版)、シーズネット株式会社・製本直送.comの本屋さん (電子書籍製本版)] 2015年7月1日、初版発行、参照。
- (3)田中圭一、桑原正史、阿部洋輔、金子達、中村義隆、本間尙一氏『新潟県の歴史』県史15 (株式会社 山川出版社) 2001年2月、47頁参照。
- (4)国史大系本『交替式・弘仁式・延喜式前篇』(株式会社 吉川弘文館) 1989年4月、に依る。
- (5)同氏『『日本書紀』から推測した7世紀の火山活動』〔『歴史地震』(歴史地震研究会)第24号所収、171～180頁、2009年6月〕参照。
- (6)国土交通省気象庁「全国の活火山の活動履歴等—九州地方の活火山」、に依れば、過去1万年間の噴火活動に関して、鶴見岳を構成している山体の大半はアカホヤ火山灰(今より約7,300年前)に覆われており、最新の溶岩流である山頂溶岩も、これ以前の噴出物であるとしている。アカホヤ火山灰の堆積以後に於

いても、鶴見岳を給源とする火山灰の噴出があったものの、その詳細な年代は不明であるとする。伽藍岳は、今より千数百年前には、2～3回に渡り、変質物を主体とした火山灰を放出したとされるが、「日本三代実録」に記される867年の噴火が、伽藍岳に於ける当該の水蒸気噴火に該当する可能性が高いと推定している。由布岳に於いては、今より約2,200年前頃、規模の大きい噴火活動が発生し、マグマの上昇に依って山体斜面が不安定となり、山体崩壊が発生した後に、池代溶岩ドームが生成され、北東側から西側山麓に火砕流が流下したとする。その後には、山頂溶岩が出現し、南麓等にも火砕流が流下したとしている。これらの一連の噴火に依り、由布岳火山灰が降下したという。その後も断続的に、山頂に於いて、火山灰や火山弾等の噴出物を上空高く迄噴出させるブルカノ式噴火が発生しており、それに依って由布岳火山灰を降らせたとするが、その後、有史時代より現在に至るまで噴火活動は起きていないとしている。

(7) 日本古代に於いて、数字の「八」が意味したことに関しては、小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ～浪分けの論理、水災害としての津波～』[DLMarket Inc (データ版)、シーズネット株式会社・製本直送.comの本屋さん (電子書籍製本版)、2016年3月1日、初版発行)の「3. 京都府北部、福井県沿岸地域に於ける浪分けの論理」註(42)参照。

(8)前掲小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』の「2. 古代日本語に記録された地震災害情報」参照。

(9)赤気は日本に於いても、北海道や東北地方を中心として、大凡、本州以北の地域(緯度)で出現する可能性がある。近年では、平成12年(2000)4月7日20:30～23:30(北海道陸別町、暗赤色)、同15年10月29日(北海道陸別町、名寄市)、平成元年(1989)10月21日(東北地方)という様に、各地で低緯度オーロラが観測されているのである。日本で出現する低緯度オーロラは、「赤気」と称された如く、酸素の発する暗赤色の光が、北方の空に於いて、余り動かない状態で、幕の様に広がっていることが多いとされる。但し、『日本国語大辞典』(第二版、小学館)の「せつき【赤気】」の項に依れば、「夜、もしくは夕方、空に現れる赤色の雲気。彗星のこととも」としているもので、彗星の可能性も示唆されているものの、この説明自体は、低緯度オーロラの説明である可能性が高い。九条兼実の日記である、「玉葉」の嘉応2年(1170)12月28日条には、「赤気事、有諸道勘文、人々申云、施徳政、可被禳其災者、上卿左府云々」とある様に、赤気とは、神祇官や、大学寮、陰陽寮に所属をした、諸道の博士等に命じて、その意味合いや、吉凶等に就いて、故事先例をも調査し、勘申させる必要性の有った、国家的重大事に至る可能性を孕んだ、払うべき一種の災異、即ち、凶兆であったのである。

(10)丸善出版株式会社、2013年12月。

(11)高馬三良氏訳『山海経 中国古代の神話世界』平凡社ライブラリー34 (株式会社 平凡社) 2014年5月、に依る。

(12)朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊 第一(朝鮮総督府) 1938年、に依る。

(13)「張衡列伝 第四十九」[吉川忠夫氏訓注『後漢書』第七冊 列伝五(株式会社 岩波書店) 2004年5月]、に依る。

(14)『群書類従 第二十五輯 雑部』続群書類従完成会、1991年10月、に依る。

(15)韓半島に於ける祈雨行為に関しては、小林健彦『韓半島と越国(こしのくに) ～なぜ渡来人は命がけて日本へやって来たのか～』[DLMarket Inc (データ版)、シーズネット株式会

社・製本直送.comの本屋さん（電子書籍製本版）、2015年6月12日、初版発行）の「1-4：夜明珠の謎」、「4. 新羅国の文武王と倭国 ～文武王の海中王陵に見る対日観～」参照。(16)平安時代末期に遍智院僧正成賢に依って書された「祈雨日記」〔『続群書類従 第二十五輯下 釈家部』(続群書類従完成会)1984年12月、所収)では、その冒頭に「起自推古天皇三十六年終于光孝天皇仁和元年。代々祈雨皆有類聚国史巻第百七十災異部四早祈雨附之此巻祈雨之事明之。若有不審者。可引見之」と記し、類聚国史を元にして編纂したという祈雨行為の一覧作成の経緯を記す。

(17)厚生労働省「人口動態統計年報 主要統計表(最新データ、年次推移)」の「死亡 第8表 死因順位(第5位まで)別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率(人口10万対)・構成割合」に依る。

## 参考文献表

④当該表は著者名(辞典、事典、史料等の場合は発行所)の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典等の場合には、その発行年月を省略した。

- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- NIID 国立感染症研究所「天然痘(痘そう)とは」(国立感染症研究所感染症情報センター 岡部信彦氏)
- 角林文雄氏『『日本書紀』神代巻全注釈』株式会社 塙書房、1999年3月
- 国史大系本『交替式・弘仁式・延喜式前篇』株式会社 吉川弘文館、1989年4月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 上垣外憲一氏『日本文化交流小史』中央公論新社、2000年4月
- 河村望氏『日本書紀を読む』[有]人間の科学新社、1999年12月
- 厚生労働省「人口動態統計年報 主要統計表(最新データ、年次推移)」—「死亡 第8表 死因順位(第5位まで)別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率(人口10万対)・構成割合」
- 高馬三良氏訳『山海経 中国古代の神話世界』平凡社ライブラリー34、株式会社 平凡社、2014年5月
- 小曾戸洋氏「漢方医学の受容と変遷」(『日本漢方典籍辞典』所収、1999年6月)
- 小曾戸洋氏『漢方の歴史—中国・日本の伝統医学』大修館書店 あじあブックス、1999年6月
- 桜井貴子氏『『日本書紀』から推測した7世紀の火山活動』(『歴史地震』第24号所収、2009年6月)
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版I』新人物往来社、1991年4月
- 『群書類従 第二十五輯 雑部』続群書類従完成会、1991年10月
- 『続群書類従 第二十五輯下 釈家部』続群書類従完成会、1984年12月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 田中圭一、桑原正史、阿部洋輔、金子達、中村義隆、本間恂一氏『新潟県の歴史』県史15、株式会社 山川出版社、2001年2月
- 朝鮮史編集會編『高麗史節要 卷之二』朝鮮史料叢刊 第一、朝鮮総督府、1938年

- 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」請求記号 WA7-102
- 『理科年表 平成26年 第87冊』丸善出版株式会社、2013年12月
- 宮澤俊雅氏「倭名類聚抄の十巻本と二十巻本」〔『北海道大学文学部紀要』47巻1号(通巻第94号)所収、1998年10月〕
- 山田宗睦氏『日本書紀 史注 巻第一』株式会社 風人社、1997年2月
- 国史大系本『続日本紀 前篇』吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本『続日本後紀』吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本(第8巻)『日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史』吉川弘文館、1999年7月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』吉川弘文館、1992年4月
- 国史体系本(第23巻)『令集解 前篇』吉川弘文館、2000年8月

④和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」等に基づいた。

The Emperor's Disease Articles and the Natural Disasters  
Recorded in Ancient Japanese Literature  
-A Change of the Article seen in *Nihonsyoki*  
and Culture of Handling

Takehiko KOBAYASHI

2016年7月

新潟産業大学経済学部紀要 第47号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY  
FACULTY OF ECONOMICS

No.47 July 2016